

宮古市埋蔵文化財調査報告書6
Archaeological Researches in Miyako

宮古市遺跡分布調査報告書3

Distribution of Archaeological Research Sites
in Miyako, Iwate Prefecture

1985



千徳城遺跡群地域（北東より）

Photo.1

岩手県宮古市教育委員会

The Board of Education Miyako, Iwate Pre.

序 文

私達の周囲には、郷土の歴史を知る上で欠くことのできない多くの文化財があります。

これらの文化財を調査・研究し、後世に正しく伝えていくことが豊かな郷土を作る第一歩と考えております。

しかしながら最近、生活様式の変化などに伴って古来から伝えられてきた様々な文化財が消えようとしています。特に埋蔵文化財については、土地開発に伴い危機にさらされています。

このような状況の中で教育委員会では、埋蔵文化財保護の基礎資料を作成するため、昭和57年度から市内遺跡の分布調査事業を行ってまいりました。本書はこの事業の第3年次目の報告書で、早稲枋・本町・愛宕・泉町・鴨崎・千徳・津軽石地区を調査し、その結果を公表するものです。

本書が地域史研究の資料となると共に、文化財保護のために活用されんことを望み、序文といたします。

昭和60年3月

宮古市教育委員会

教育長 小野寺

聰

例 言

1. 本書は昭和59年度の文化財保護事業として国庫及び県費の補助を受けて宮古市教育委員会が実施した、遺跡詳細分布調査の報告書である。

2. 報告にあたり下記の各位・機関から資料の提供・御助言を賜りました。記して深甚なる謝意を表します。

沼里健二 齊藤英樹
田村忠博
津軽石小学校・津軽石中学校

3. 挿図について

- ・遺物の実測図・土器拓影についてはスケールを付して縮尺を示した。
- ・遺跡分布図については、遺跡ごとに略号と遺跡番号を付し、縮尺は各々図中に示した。

4. 遺物表示について

- ・胎土に繊維を含む土器及び還元焰焼成の陶質土器を各々次のように表わした。



繊維を含む土器



還元焰焼成の陶質土器

5. 調査は宮古市教育委員会が主体となり、宮古市教育委員会事務局社会教育課主事武田将男が担当した。

6. 本書の編集は宮古市教育委員会が行い、執筆・図版作成・写真撮影は武田が行った。また、図版作成にあたり、佐々木朋子・佐々木徳子・社会教育課主事高橋憲太郎各位の協力があった。

7. 調査体制について

宮古市教育委員会 社会教育課長 藤田 利美
〃 社会教育係長 佐々木孝夫

目 次

| | |
|-----|------------|
| 序 文 | 宮古市教育委員会 |
| | 教育長 小野 寺 聰 |
| 例 言 | |
| 目 次 | |

I 遺跡の保存のために

| | | |
|-----------------------|---|------|
| 1. 文化財保護法と埋蔵文化財 | 1 | page |
| 2. 事前協議制と発掘に関する届出及び通知 | 1 | |

II 分布調査の概要

| | |
|--------|---|
| 調査対象地域 | 2 |
|--------|---|

III 分布調査の結果

| | |
|--|----|
| 1. 早稲枋地区 (Wasetochi) | 6 |
| 2. 本町、愛宕地区 (Motomach、Atago) | 12 |
| 3. 長根、泉町、鴨崎地区 (Nagane、Izumicho、Kamozaki) | 18 |
| 4. 千徳地区 (Sentoku) | 26 |
| 5. 津軽石地区 (Tsugaruisi) | 34 |

写真目次

| | | |
|----------|---------------|--------|
| Photo. 1 | 千徳城遺跡群地域空中写真 | 内表紙 |
| 2 | 早稲枥地区航空写真 | 7 page |
| 3 | 早稲枥地区空中写真 | 8 |
| 4 | " | 8 |
| 5 | 早稲枥地区 Wa-02 | 9 |
| 6 | " Wa-03 | 9 |
| 7 | " Wa-01 | 10 |
| 8 | 早稲枥地区遺物 | 10 |
| 9 | 本町・愛宕地区航空写真 | 13 |
| 10 | 閉伊川河口北岸地区空中写真 | 13 |
| 11 | 黒田館航空写真 | 14 |
| 12 | 黒田館空中写真 | 15 |
| 13 | " | 15 |
| 14 | " | 16 |
| 15 | 黒田館 | 16 |
| 16 | 黒田館主郭 | 17 |
| 17 | At-01 空中写真 | 17 |
| 18 | 長根・泉町・鴨崎遺跡群 | 18 |
| 19 | Iz-04 竪穴住居跡 | 19 |
| 20 | Se-10 竪穴 | 19 |
| 21 | 泉町・鴨崎地区 | 21 |
| 22 | 長根・泉町・鴨崎遺跡群 | 21 |
| 23 | " Km-01 | 22 |
| 24 | " Iz-02 | 22 |
| 25 | " Se-08 空中写真 | 23 |
| 26 | " Se-08 | 23 |
| 27 | " Se-07 | 24 |
| 28 | " Se-10 | 24 |
| 29 | " Iz-04 竪穴住居跡 | 25 |
| 30 | " " 遺物 | 25 |
| 31 | 千徳地区航空写真 | 26 |
| 32 | 千徳城遺跡群地域空中写真 | 29 |
| 33 | " | 29 |
| 34 | 千徳城空中写真 | 30 |
| 35 | 千徳城空中写真 | 30 |
| 36 | 千徳城空中写真 | 31 |
| 37 | 千徳城副郭 | 31 |
| 38 | 千徳地区 Se-17~19 | 32 |

| Photo. | | page |
|---------|----------------------------|------|
| 39 | 千徳地区堀合館 (Se-16) 遺物 | 32 |
| 40 | 津軽石地区航空写真 | 36 |
| 41 | " 空中写真 | 37 |
| 42 | " " | 37 |
| 43 | " Tu-01 航空写真 | 38 |
| 44 | " " 空中写真 | 39 |
| 45 | " " 主郭 | 39 |
| 46 | " Tu-02 空中写真 | 40 |
| 47 | " Tu-03 " | 40 |
| 48 | " Tu-04 " | 41 |
| 49 | " Tu-04 | 41 |
| 50 | " Tu-04 A地点 | 42 |
| 51 | " Tu-04 A地点竖穴住居跡出土遺物 | 42 |
| 52 | " 沼里館航空写真 | 44 |
| 53 | " " 空中写真 | 45 |
| 54 | " " 主郭 | 45 |
| 55 | " Tu-06 | 46 |
| 56 | " Tu-10,11 空中写真 | 46 |
| 57 | " 藤畑地区 Tu-15 空中写真 | 47 |
| 58 | " " | 47 |
| 59 | " " | 48 |
| 60 | " " 竖穴断面 | 48 |
| 61 | 津軽石地区遺物 | 53 |
| 62 | " | 53 |
| 63 | " | 54 |
| 64 | " | 54 |
| 65(1~6) | " (65-1-5 Tu-04 A地点) | 59 |
| 66(1~6) | " | 60 |
| 67(1~6) | " | 61 |
| 68(1~7) | " (68-1-3 弘川地区 Tu11-13) | 62 |

插图目次

| Fig. | | page |
|------|------------------------|------|
| 1 | 遺跡分布調査対象地区 | 3 |
| 2 | 早稲枥地区遺跡分布図 | 6 |
| 3 | 早稲枥地区遺物 | 11 |
| 4 | 本町・愛宕地区遺跡分布図 | 12 |
| 5 | 黒田館 | 14 |
| 6 | 長根・泉町・鴨崎遺跡群地域 | 19 |
| 7 | 〃 Iz-04 竪穴住居跡遺物 | 25 |
| 8 | 千徳地区遺跡分布図 | 27 |
| 9 | 千徳地区遺物 | 33 |
| 10 | 津軽石地区遺跡分布図 | 35 |
| 11 | Tu-01 | 38 |
| 12 | 津軽石地区 Tu-04 A地点竪穴住居跡遺物 | 43 |
| 13 | 沼里館 (Tu-05) | 44 |
| 14 | 津軽石地区遺物 | 49 |
| 15 | 〃 | 50 |
| 16 | 〃 | 51 |
| 17 | 〃 | 52 |
| 18 | 〃 | 55 |
| 19 | 〃 | 56 |
| 20 | 〃 | 57 |
| 21 | 〃 | 58 |

I 遺跡の保存のために

1. 文化財保護法と埋蔵文化財

昭和25年、法隆寺金堂の火災という事件を契機に制定された文化財保護法は、その目的を『文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること』（文化財保護法第1条）としている。

文化財保護法

つまりこの法の目的は、私達が各々の地域に所在する文化財を、将来においても活用が可能な状態で保存することに努めること、またこれらの文化財について調査・研究を行い、その歴史的・文化的意義をより明らかにし、文化財保存の主体者である地域住民、国民に周知することにより、現在また将来の我々の生活文化の発展に役立てることにあると言える。

この法律で文化財の規定については「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」（法第3条）また、「遺重な国民的財産」（法第4条第2項）であるとし、その適切な保存と公開・活用に努めることとされている。私達の身の周りには様々な事物が存在しているが、各々がどのような歴史的文化的な意味を持っているのか、あるいはこれをどれだけ見出し出していくことができるかということ、つまり保存すべき歴史的・文化的資料の確認とこれの再認識が文化財保護の基礎となるのである。このためには資料の調査・保存・研究が必要であり、その成果が歴史・文化の正しい理解につながるものであり、国民的財産とされる根拠ともなるのである。

文化財

調査・保存
研究

埋蔵文化財という用語は、昭和29年文化財保護法が改正された際に法律用語として規定されたもので、「土地に埋蔵されている文化財」（法第57条）であるとしている。この規定は他の文化財と異なった分類で、埋没して包蔵されているという文化財のあり方・状態に着目したもので、このような特殊な性格を持つ文化財ということから、他の文化財とは別個な保護制度が設けられている。遺跡として確認された土地については網羅的に文化財保護法の対象とされることや、新発見の遺跡に対する措置、事前協議制などがそれである。

埋蔵文化財

2. 事前協議制と発掘に関する届出及び通知

宅地造成等の各種土地開発事業を行う場合には計画策定の当初、つまり用地選定の段階で埋蔵文化財について教育委員会と事前協議をすることが必要である。これについては、次項に示す「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて」（様式1）の照会を教育委員会に行い、開発地域の状況に基づいて保存の協議をしようとするもので、事業計画のなるべく早い段階での照会が望まれる。

また埋蔵文化財を発掘する場合には文化財保護法第57条の規定に基づき、文化庁長官に届け出なければならない。開発事業に伴う事前調査の場合、事業者は60日前までに埋蔵文化財発掘届（様式2）を市教育委員会を経由して文化庁長官あて提出すること（法第57条の2第1項）、また地方公共団体等の行う開発事業の場合は、事業計画の策定に当たって、あらかじめその旨を通知（様式3）すること（法第57条の3第1項）となっている。

発掘届と通知

(文 書 番 号)
昭和 年 月 日

宮古市教育委員会
教育長 殿

会社・機関の所在地
会社・機関の名称
代表者氏名 殿

埋蔵文化財の有無及びその取扱いについて（照会）

今般、会社・機関名 _____ では、下記の地区を 開発目的 _____ のため開発する計画をたてておりますが、開発予定地域内の埋蔵文化財の有無及び、その取扱いについて下記のとおり照会いたします。

記

1. 開発予定地域の所在及び地番
2. 開発予定面積 _____ 平方メートル
3. 開発事業の目的、計画の概要

添付書類 開発予定地域位置図 (1/25000) 2部
開発予定区域図 (1/2500) 2部

II 分布調査の概要

対象地域

調査は昭和57・58年度に引き続き、宅地造成等の開発事業の予想される市街・近効地域を対象とし、過去2年間の調査を補完する地域を中心に行った。

下表及び右図に調査対象地域・確認遺跡数等を示す。本年度は5地域を対象とし、城館跡9遺跡を含む46遺跡を踏査した。

鴨崎・泉町・千徳長根地区は、周辺に住宅地が密集しているが、この背後にある丘陵上に多くの遺跡が見られた。特に低地に面する尾根の末端部は、かつての調査で古代の住居跡が確認されており保存が望まれる。また千徳城を中心とした遺跡群は「千徳城遺跡群地域」としてとらえ、個々の遺跡ではなく遺跡群地域として保存されることが必要と考えられる。

表 1
分布調査対象地域

| Fig.1 番号 | 地区名 | 略称 | 遺跡数 | 備 考 |
|----------|------------|--------|-----|--------------------------------|
| 1 | 早稲栃地区 | Wa | 4 | Wa-01~04 |
| 2 | 本町・愛宕地区 | Mo, At | 3 | 黒田館(Mo-01) At-01, Saw-01 |
| 3 | 長根・泉町・鴨崎地区 | Iz, Km | 5 | 長根・泉町・鴨崎遺跡群地域 |
| 4 | 千徳地区 | Se | 19 | Se-01~20 千徳城遺跡群地域(Se-12~16) |
| 5 | 津軽石地区 | Tu | 15 | Tu-01~15 城館跡4遺跡 |
| | 計 | | 46 | |



- 昭和三十九年度対象地区
- 昭和五十八年度対象地区
- 昭和五十七年度対象地区

Fig. 1 調査対象地域

文化庁長官 殿

(文書番号) 昭和 年 月 日

4. 土木工事等しようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状

(1) 種類

(2) 員数

(3) 名称

(4) 現状

土木工事等の主体となる
機関等の所在地・名称及
び代表者の氏名

(印)

埋蔵文化財発掘届

文化財保護法第57条の2第1項の規定に基づき

下記のとおり届け出いたします。

記

1. 土木工事等しようとする土地の所在及び地番

岩手県宮古市

2. 土木工事等しようとする土地の面積

平方メートル

3. 土木工事等しようとする土地の所有者の氏名又は名称

及び住所

氏名(名称)

住所

5. 土木工事等の目的、計画及び方法の概要

(1) 目的

(2) 計画及び方法の概要

6. 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされる時は、契約の画当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)

7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所

8. 当該土木工事等の着手の時期

9. 当該土木工事等の終了の予定時期

10. その他参考となるべき事項

添付書類

(1) 土木工事等しようとする土地及びその付近の地図

(2) 当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

5. 事業計画の名称・内容及び内容及び当該事業計画の実施として行われる土

木工事等の方法の概要

(1) 名称、目的及び内容

(2) 土木工事等の方法の概要

6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事が請負契約等によりなされる時は、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

7. 当該土木工事等の施行担当者の氏名及び住所

8. 当該土木工事等の着手の時期

9. 当該土木工事等の終了の予定時期

10. その他参考となるべき事項

(1) 埋蔵文化財保護のため執った、又は執ろうとする措置

(2) 事業計画策定の進展状況

なお、当該通知書は、「事業計画の策定に当たって」提出すべきであるから、当該事業計画の性質上、通知すべき時期に未定である事項があると考えられる。その場合は未定として通知書を提出してよい

添付書類

(1) 土木工事等しようとする土地の範囲及びその付近の地図

(2) 当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(文 書 番 号)

昭和 年 月 日

文化庁長官

殿

国若しくは地方公共団体の機関又は法人の事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名

印

埋蔵文化財発掘(土木工事等)通知書

文化財保護法第57条の3第1項の規定に基づき、

下記のとおり通知します。

記

1. 土木工事等しようとする土地の所在及び地番

岩手県宮古市

2. 土木工事等しようとする土地の面積

平方メートル

3. 土木工事等しようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所

4. 土木工事等しようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称

並びに現状

(1) 種類 (2) 員数 (3) 名称 (4) 現状

III 遺跡分布調査の結果

1. 早稲栃地区 (Wasetochi)

立地 早稲栃地区は閉伊川から北へ約3.5km、標高120～150mほどの山麓・緩斜面に位置し、南西にそびえる黒森山（標高310m）から流れ出る通称メクサレ沢が遺跡付近を東流する。この沢を下ること約2kmで海岸の大沢部落に至る。(Photo. 3、4)

周辺遺跡 周囲2km以内には、北東に崎山地区の遺跡群、南東に佐原・日の出町地区の諸遺跡があり、特に北東約1kmには縄文時代早期～中期の遺物が見られる崎山貝塚が存在する。また南東約2.8kmには縄文時代早期～後期の館山貝塚が確認されている。(※1)

早稲栃地区の遺跡で表面採集された遺物は全て縄文時代のもので、時期の判定できる遺物では縄文時代前期末～中期末のものがある。(Fig. 3)

Wa-01～02 Wa-01は、メクサレ沢の源に近い南向きの緩斜面に立地し、Fig. 3-17, 18に示す石器が、かつて採集されている。(Photo. 7)

Wa-02は、標高約130m前後の果樹園、畑地が遺跡の中心と考えられ、ここでは縄文時代前期末～中期中葉の遺物 (Fig.3-1～10) が採集された。

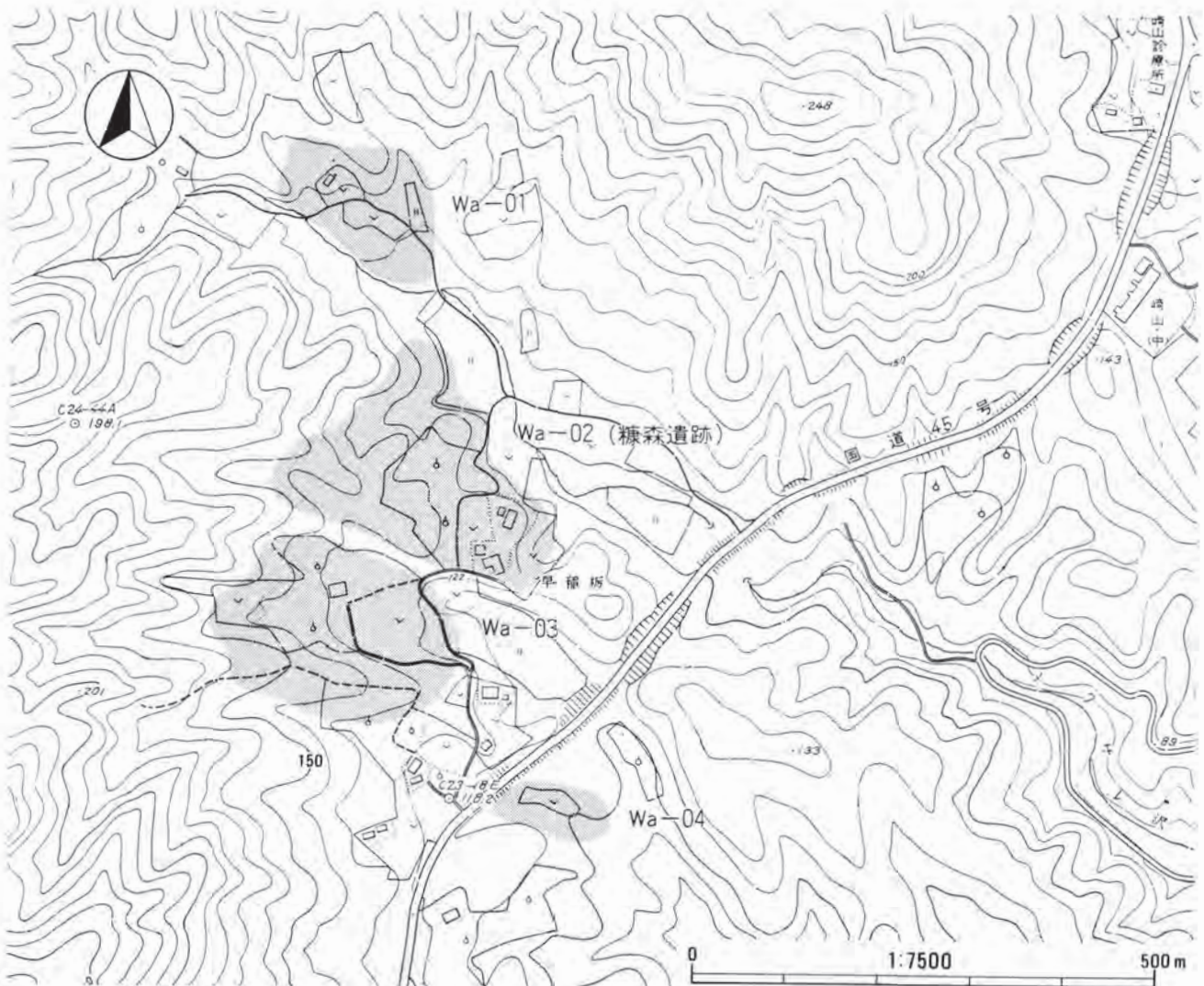


Fig. 2

早稲栃地区遺跡分布図

Wa-03は、草地となっている東向きの緩斜面と、その南の尾根付近が遺跡の主体と考えられ、北側にはメクサレ沢に平行する小さな沢がある。この地区は地形の変化に富み、Wa-02,03は各々異なる立地に遺跡の主体（居住域）があると考えられるので二遺跡に区分した。

※1 1983, '84 宮古市遺跡分布調査報告書1, 2



早稲枋地区

Photo. 2



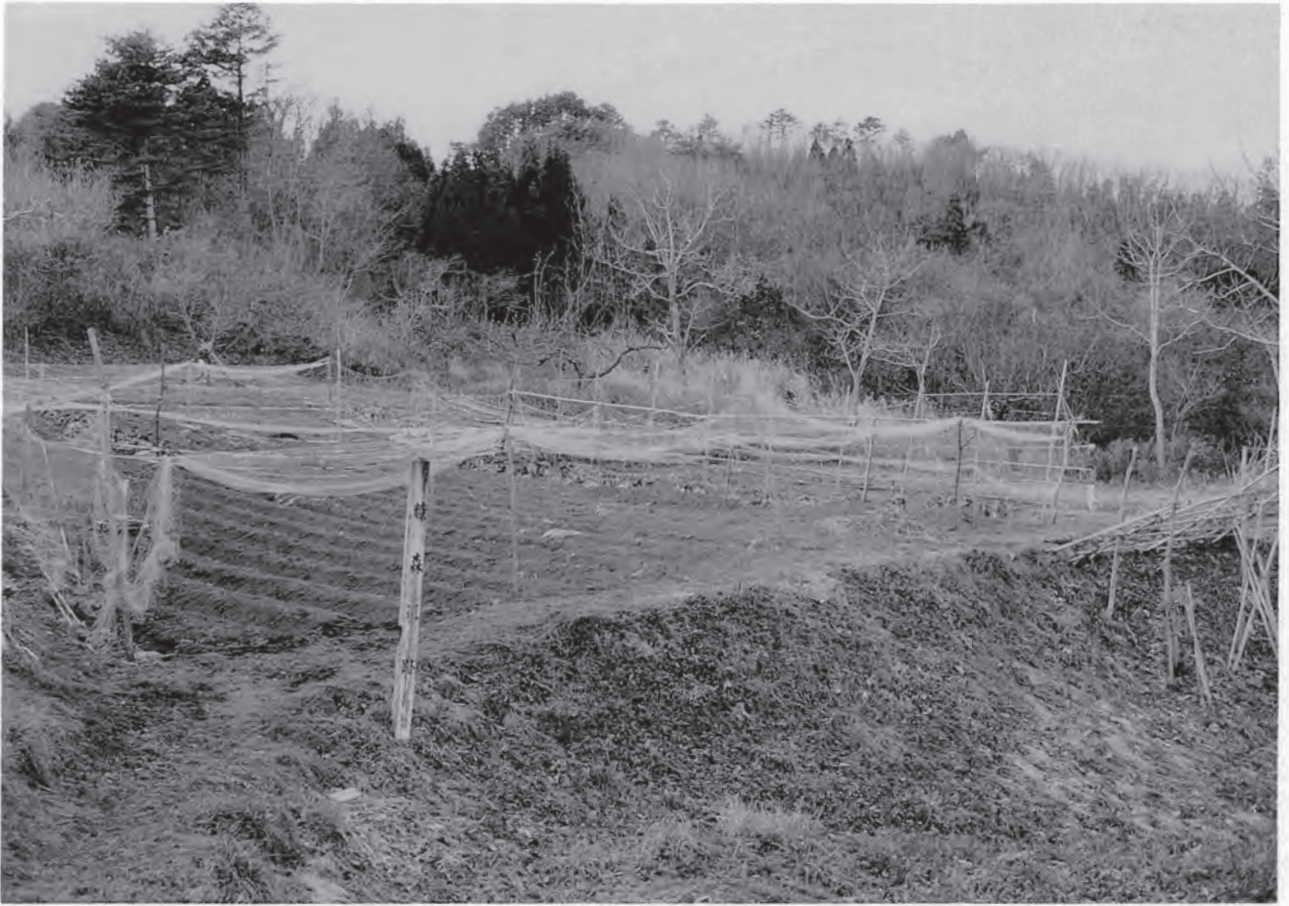
Photo. 3

早稲枋地区（北西より）



Photo. 4

早稲枋地区（南東より）



Wa-02

Photo. 5



Wa-03

Photo. 6



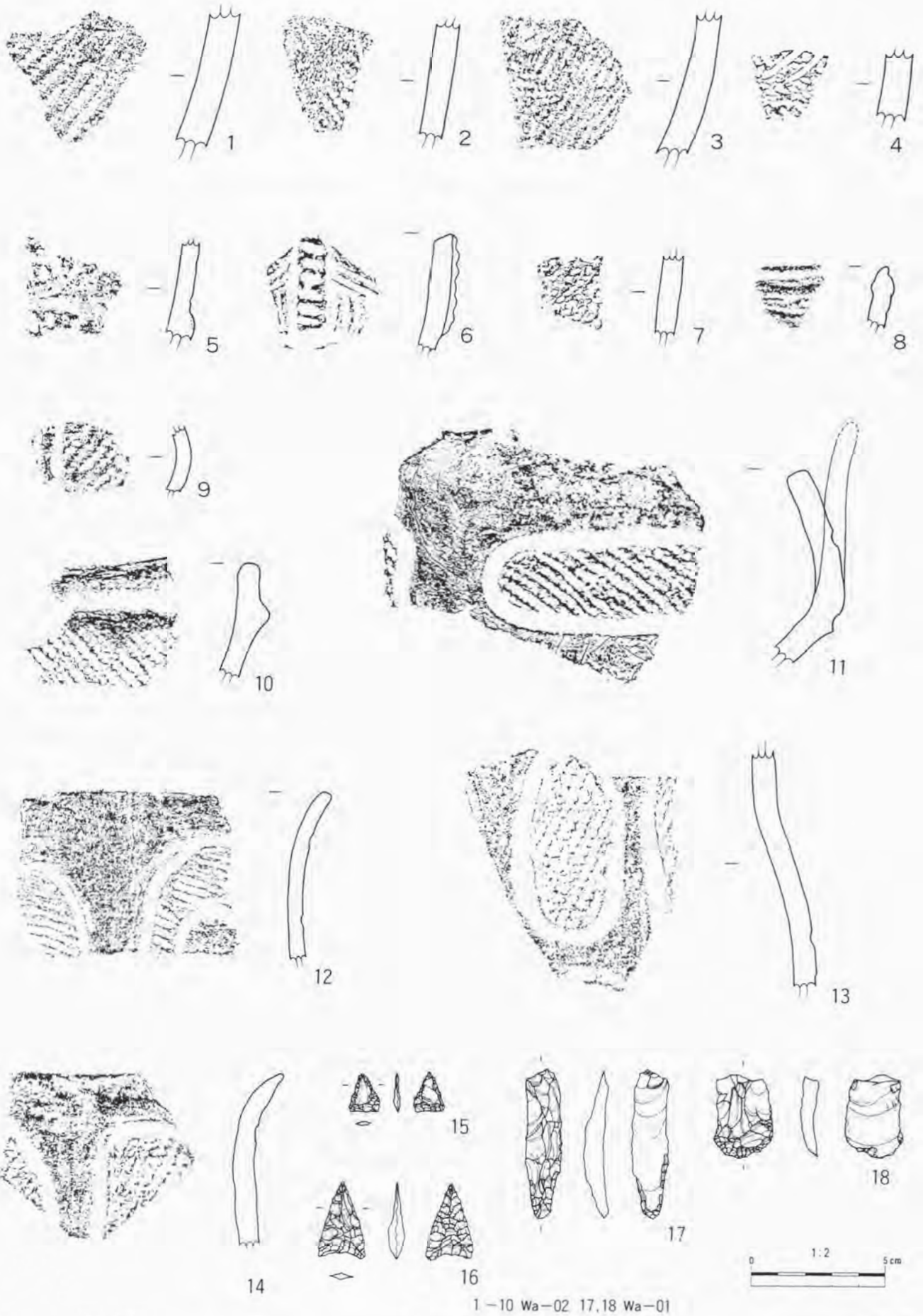
Photo. 7

Wa-01



Photo. 8

早稲枋地区遺物



早稻枋地区遺物

Fig. 3

2. 本町・愛宕地区 (Motomach、Atago)

立地 閉伊川河口北岸の丘陵部のうち、沢田から国道45号線の間を踏査した。遺跡は標高 85~100m の丘陵上または丘陵末端に確認されている。

現状 丘陵上の北部は、中里団地の造成によりほとんど旧状を止めていないが、かつてはかなりの遺物が採集されたと伝えられている。また愛宕小学校から閉伊川に至る丘陵下の緩斜面も古くから住宅地になっており、遺跡の立地としては適地であるが、その存否については手がかりを得ることはできなかった。

**Saw-01,
At-01**

Saw-01, At-01はいずれも団地造成前に存在していた遺跡の周辺残存部と考えられる。また近辺には、館山貝塚のほか数ヶ所の小遺跡が確認されており、立地等からみてこれらの遺跡と関連を持つ集落(居住域)がこの団地部分に存在していたことが予想される。(Photo.10,17)

黒田館

築城は室町時代の末期で千徳氏(河北閉伊氏)の被官近能氏(黒田氏)が居館していたものと言われる。(1983 田村忠博 古城物語) (Photo.11~16, Fig.5)



Fig. 4

本町・愛宕地区遺跡分布図



本町・愛宕地区

Photo. 9



閉伊川河口北岸地区

Photo.10



Fig.5

黒田館



Phnto.11

黒田館



黒田館（北西より）

Photo.12



黒田館（西より）

Photo.13



Photo.14

黒田館(南東より)



Photo.15

黒田館



黒田館主郭

Photo.16



At-01 (東より)

Photo.17

3. 長根・泉町・鴨崎地区 (Nagane, Izumicho, Kamozaki)

立地 閉伊川の北岸、河口から約2.5kmに位置し、近内の小起伏山地から東方にはり出す丘陵（標高約80m）末端部分である。北及び東は山口川の氾濫低地（標高5～8m）、南は閉伊川の旧河道域となっている。半島状に突き出た丘陵の周囲は近世まで谷地であり、居住域としては不適切な場所であったが、現在では全てが宅地化されており丘陵部にも一部開発の手が及んでいる。

Photo.18,21

Fig.6

現地踏査の結果、東西1.5km、南北0.5kmほどの丘陵上の尾根及び緩斜面に17ヶ所の遺跡が見られ、濃密な遺跡分布地区であることがわかった。これらの遺跡は河川・低湿地に接するという立地の共通性と、縄文時代・古代・中世の各期に亘っていることから、個々の遺跡というとらえ方ではなく関連性を有する「遺跡群」として考え、これらの遺跡が存在する地域を「長根・泉町・鴨崎遺跡群地域」ととらえることが必要である。

Km-01
Iz-01～04
Ya-15
(Photo.22)

尾根上の遺跡

同地区北半の低湿地に接する尾根及び緩斜面に立地しており、畑地では土師器が採集されている。1981年にはIz-04の一部で宅地造成に伴う事前調査が行われており、尾根上に平安時代の竪穴住居跡、縄文時代後期の包含層等が検出されている。当初、古代の住居の立地としては特異なものと考えられていたが、続く1984年にはSe-10の尾根上でも竪穴が検出され、このような立地に古代の遺跡が存在する可能性が高いことがわかってきた。（なお、地点は異なるが長沢川の流域でも氾濫平野から比高50mの尾根上で古代の住居跡が調査されている。）

Se-01

笠間館の詰の城と言われており、東斜面に2段の腰郭と尾根上に2ヶ所の平場を作り出している。この東に接する小山には永和二年（1376）の銘の一石一字経塚の碑がある。

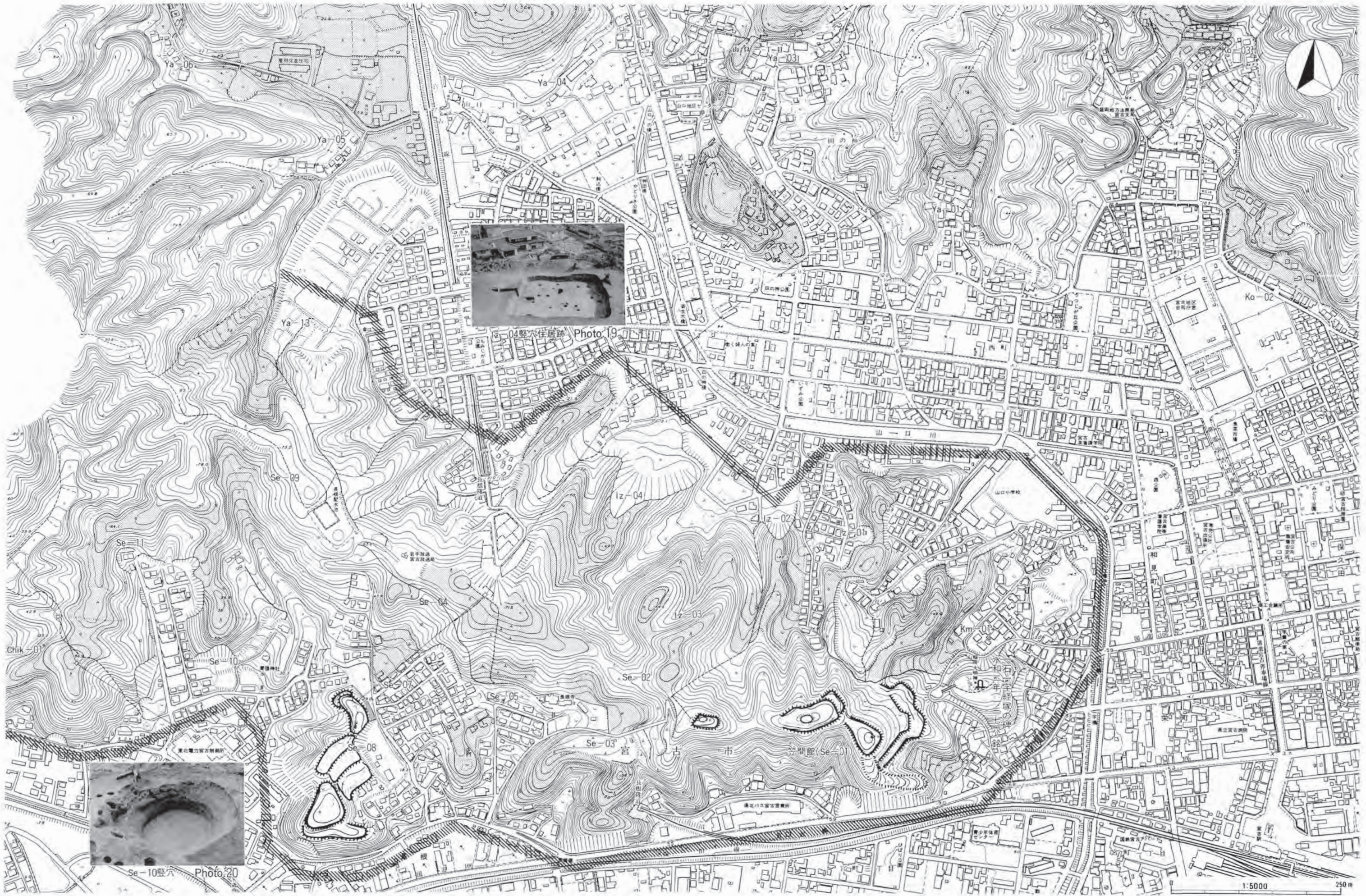
Se-02～11

緩斜面及び尾根上に立地しており、畑地部分からは土師器、縄文土器が採集されている。



Photo.18

泉町・鴨崎地区



長根・泉町・鴨崎遺跡群地域

Fig.6

閉伊川にはり出す尾根上を削平して25×70mほどの細長い郭を設け、南斜面に2段の平場が見られる。尾根先端部にも50×60mほどの郭があり、南に腰郭が付されている。(Photo.25,26)

この地区は、現在の海浜から約2.5km、周囲は南に閉伊川、北と東は低地という、バラエティーに富む環境の中にあり、食料獲得の条件としても多様性のある好条件を備えていたと考えられる。



泉町・鴨崎地区（北より）

Photo.21



長根・泉町・鴨崎遺跡群（南東より）

Photo.22



Photo.23

Km-01 (南より)



Photo.24

Iz-02 (南より)



Se-08 (南より)

Photo.25



Se-08 (南西より)

Photo.26



Photo.27

Se-07 (東より)



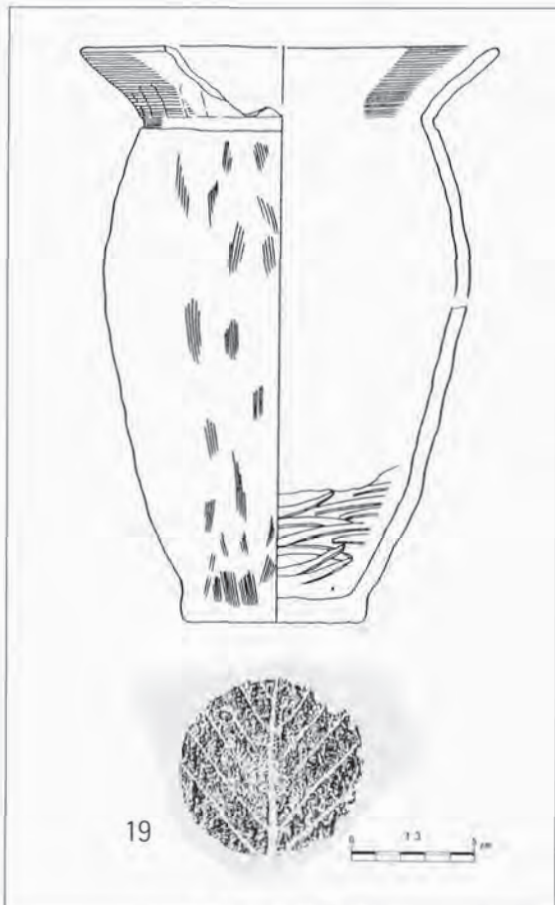
Photo.28

Se-10 (南より)



lz-04 竖穴住居跡

Photo.29



竖穴住居跡遺物

Fig. 7



竖穴住居跡遺物

Photo.30

4. 千徳地区 (Sentoku)

立地 北西の山地から閉伊川にはり出す丘陵地区で、北側は近内川で開析されており、南は閉伊川に面している。丘陵上は高い所で標高約75m、周囲の低地は7~10mである。(Photo.31) 東には近内川を隔てて長根・泉町・鴨崎の遺跡群、北には近内地区の諸遺跡がある。

千徳城遺跡群 近内川と閉伊川にはさまれた丘陵の末端には、千徳城、堀合館、千徳古城と言われる城館遺跡があり、丘陵上の尾根部分にはほとんど郭等の作り出しが見られる。また緩斜面に土師器等が散布しており、古代から生活の場として利用されていたと考えられる。また丘陵上の崖面では縄文時代のフラスコ状ピットも確認されており時期的にかなり複合した遺跡が存在している。

千徳城を中心とするこれらの遺跡は、中世・古代さらには縄文時代までの各期に亘り、丘陵上の一地域にまとまって存在していることから総合的な歴史的環境を有すると考えられ、これらを含む地域を「千徳城遺跡群地域」としてとらえた。(Fig. 8、Photo. 1, 34, 35)

千徳城 千徳城は14世紀末頃、河北閉伊氏により築城されたものと考えられ、中世的な形態と近世的な郭の配置という両面をもっており、規模の雄大さは中世山城としては注目すべきものと言われている。(1983 田村忠博「古城物語」) (Photo.36, 37)

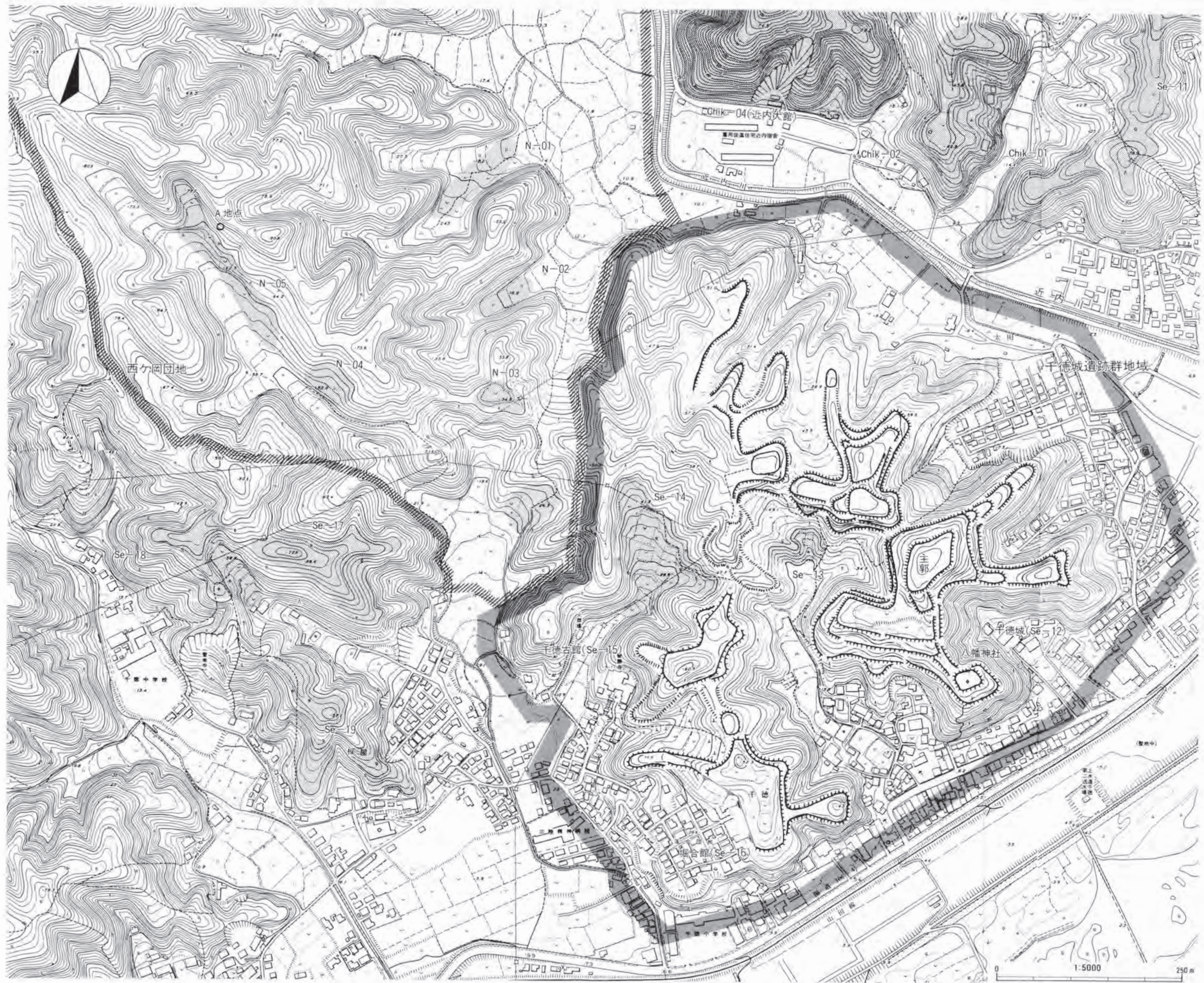
西ヶ岡地区 「千徳城遺跡群地域」の西に続く丘陵は、約555000㎡の西ヶ岡団地となっている。1979年には東北学院大学による2ヶ月間の調査が行われており、その報告書によるとA地点では竪穴住居が調査されFig. 9-29~31の遺物が出土している。N-04,05では焼土遺構が検出されているが詳細は明らかではない。また丘陵の尾根部分には全く発掘の手が及んでおらず、この地域に存在した遺跡の内容はほとんど不明である。(1980 加藤孝他「千徳遺跡発掘調査概報」)

Se-17~19 西ヶ岡団地の丘陵に続く部分には尾根上及び緩斜面に遺跡が見られ土師器・縄文土器が散布している。団地内にもかつてこのような状態で遺跡が存在していたことが予想される。(Photo.38)



Photo.31

千徳地区



千徳地区遺跡分布図

Fig. 8



千徳城遺跡群地域（南東より）

Photo.32



千徳城遺跡群地域（南より）

Photo.33



Photo.34

千徳城(南東より)



Photo.35

千徳城(東より)



千徳城(南西より)

Photo.36



千徳城副郭

Photo.37



Photo.38

Se-17~19 (南東より)

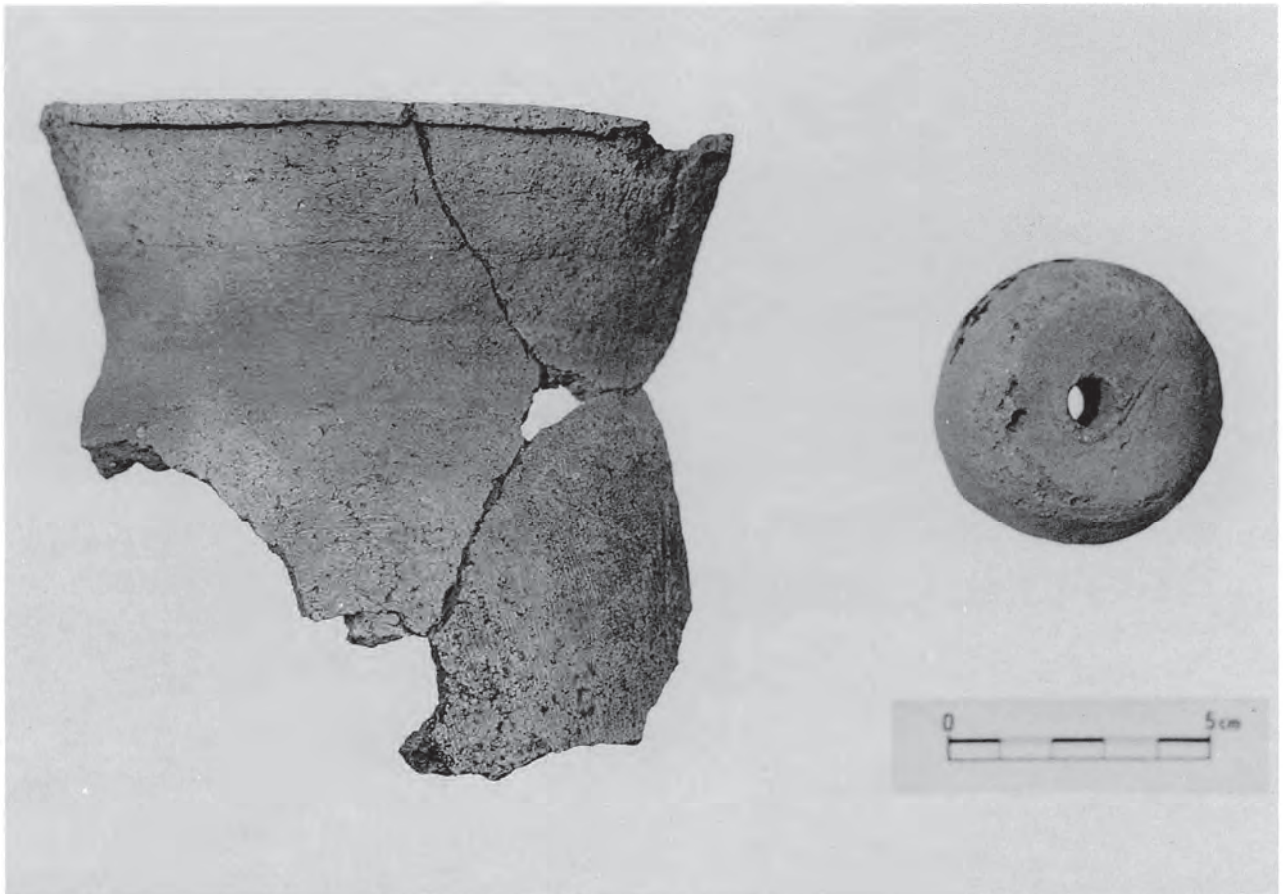
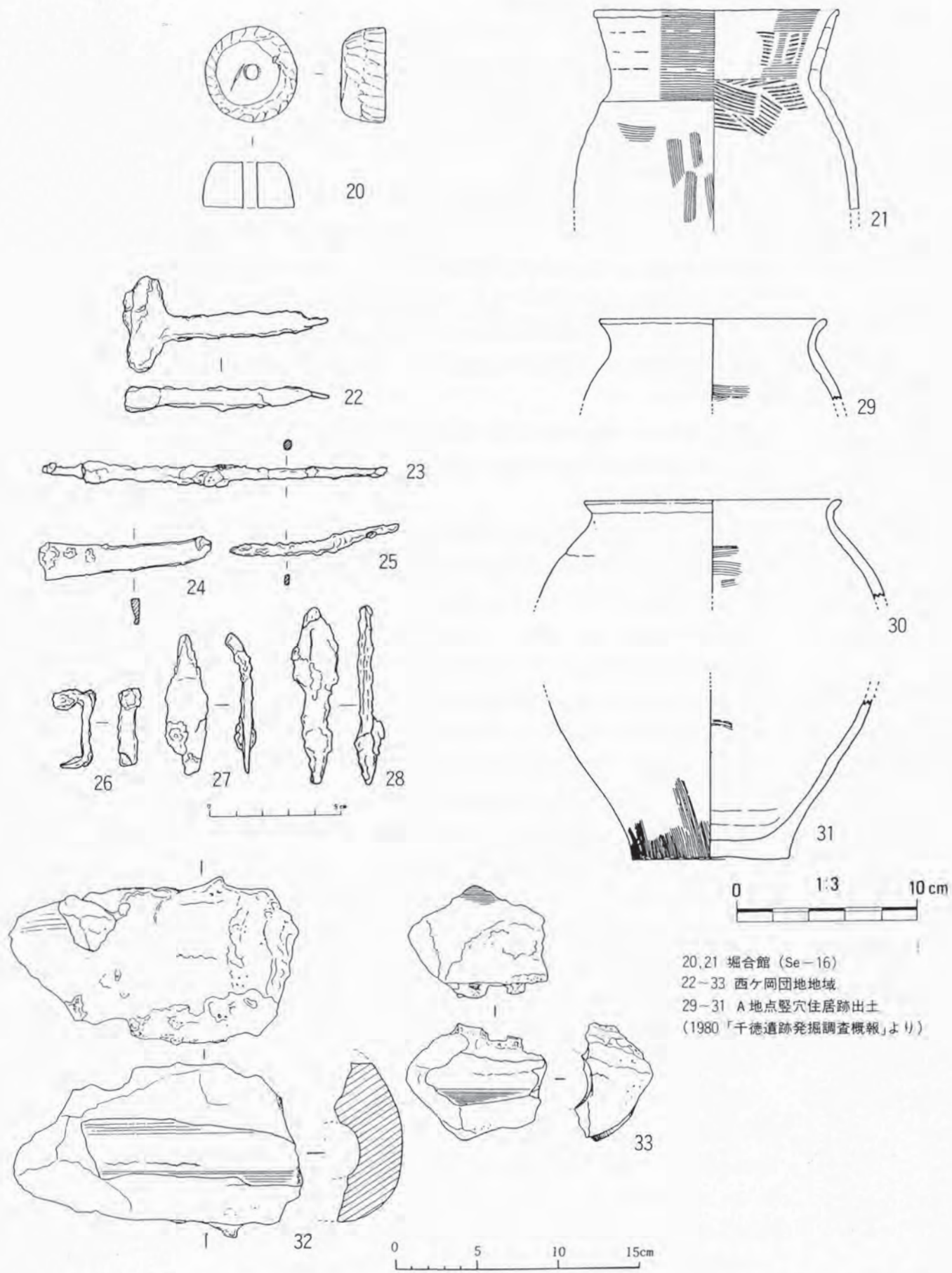


Photo.39

堀合館 (Se-16) 遺物



千徳地区遺物

Fig. 9

5. 津軽石地区 (Tsugaruisi)

立地 閉伊川の河口から南へ6km、宮古湾頭に注ぐ津軽石川の河口地域を対象とした。宮古湾という汽水性の海浜、河川とそれに伴う平野部、山林地である丘陵部とその裾野の緩斜面、これらの環境要素を持つこの地域は豊かな食料資源を生みだし、先史古代においても多様な食物の獲得を容易にしていたであろう。(Photo.40~42)

遺跡 今回の踏査では、城館跡4ヶ所を含む15の遺跡を確認している。津軽石川の左岸では、標高50m前後の丘陵末端部に中世城館が構築されており、丘陵裾野の緩斜面には縄文時代から古代にかけての遺物が見られた。これらの遺跡は左岸地区に連綿として存在しており、各時期に亘って好条件を備えていた地域であることがうかがえる。右岸地区は標高5m前後の平野部に藤畑地区の丘陵がはり出しており、この丘陵南斜面と北側の尾根に遺跡が見られた。同地区の北には山麓緩斜面と小扇状地に城館遺跡を含む赤前地区の遺跡群があり、ここでは平安時代の竪穴住居跡が調査されている。

Tu-01 津軽石川河口にはり出す丘陵の南端に構築された城館跡で、四方に伸びる尾根上を削平して郭を配し、斜面にも腰郭や段状の作り出しが見られる。館主を山崎氏とする説もあるが、詳らかではない。

Tu-02,03 Tu-02は、馬越の西の尾根とその両側の緩斜面を含む遺跡で尾根の南では鉄滓、フイゴ羽口、土師器等が見られる。Tu-03は沢の両側に広がる緩斜面で縄文時代の遺物と土師器が採集される。北にある尾根の南面には段状の作り出しが見られる。

Tu-04 丘陵末端の緩斜面にあり、鉄滓、フイゴ羽口、土師器が採集される。1975年工業高校教員宿舎の建設に伴う事前調査でFig.18-89の土師器が出土している。またA地点と示した畑からは、Fig.12に示す土師器が出土している。現地踏査した結果、焼土等が見られ竪穴住居跡のカマド部分からの一括出土であることがわかった。(これらの資料は沼里健二氏から提供を受けた。)

Photo.65

沼里館 Tu-05 根井沢の入口、館ヶ下部落の背後にはり出した丘陵の末端にあり、尾根を空堀りて区切った単郭の小規模な館である。(Fig.13, Photo.53,54)

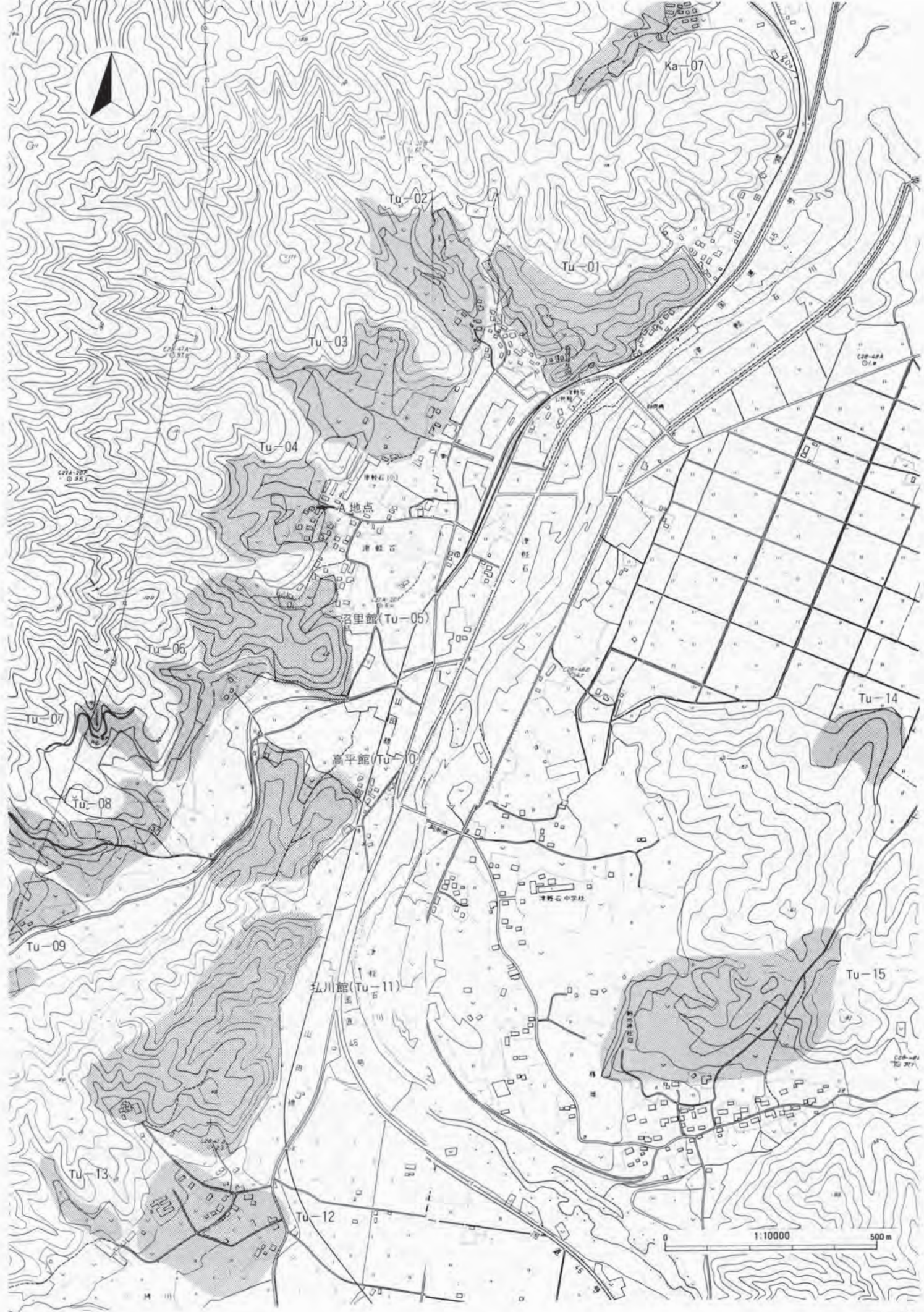
Tu-06~09 南西に伸びる根井沢の左岸にあり、丘陵と低地の間の緩傾斜面に立地する。Tu-07では鉄滓等、Tu-06,08,09では土師器と若干の縄文土器が見られた。(Photo.55)

高平館 根井沢と津軽石川にはさまれた半島状の丘陵部の末端にあり、すぐ北には沼里館がある。東西の尾根上に2段の郭と帯腰を付し、主郭には高平氏の五輪塔がある。

弘川館 沢をはさんで高平館のすぐ南にある。津軽石川を望む尾根の上に主郭を築き、二の郭・三の郭・大手口へと段状の郭が見られる。築城年代等は明らかではないが、天正11年(1583)に同族の千徳氏との紛争により攻め落されたと言われている。(1983 田村忠博「古城物語」)

Tu-12,13 弘川館の南、丘陵下の平坦部にありFig.21, 102~104に示す土師器等が出土している。

Tu-14,15 津軽石川右岸にはり出した藤畑地区の丘陵部にあり、Tu-15は南斜面の広い範囲に須恵器、土師器と縄文土器が見られ、大規模な集落跡と考えられる。緩斜面の北の山林内では所々に段状の作り出しが見られ中世遺構の可能性もある。また赤前に至る道路の切り通しからは須恵器が見つまっている。Fig.21-107は「かわらけ」で、文政5年(1822)南部利用が御入部(参勤交代からの帰着)の際にいただいたと墨書で記されており、近世資料として重要である。(出処不明)
(なお津軽石地区の資料の多くは、津軽石小学校、中学校から提供をいただいた。)



津軽石地区遺跡分布図

Fig.10



Photo.40

津 軽 石 地 区



津軽石地区（南より）

Photo.41



津軽石地区（北より）

Photo.42

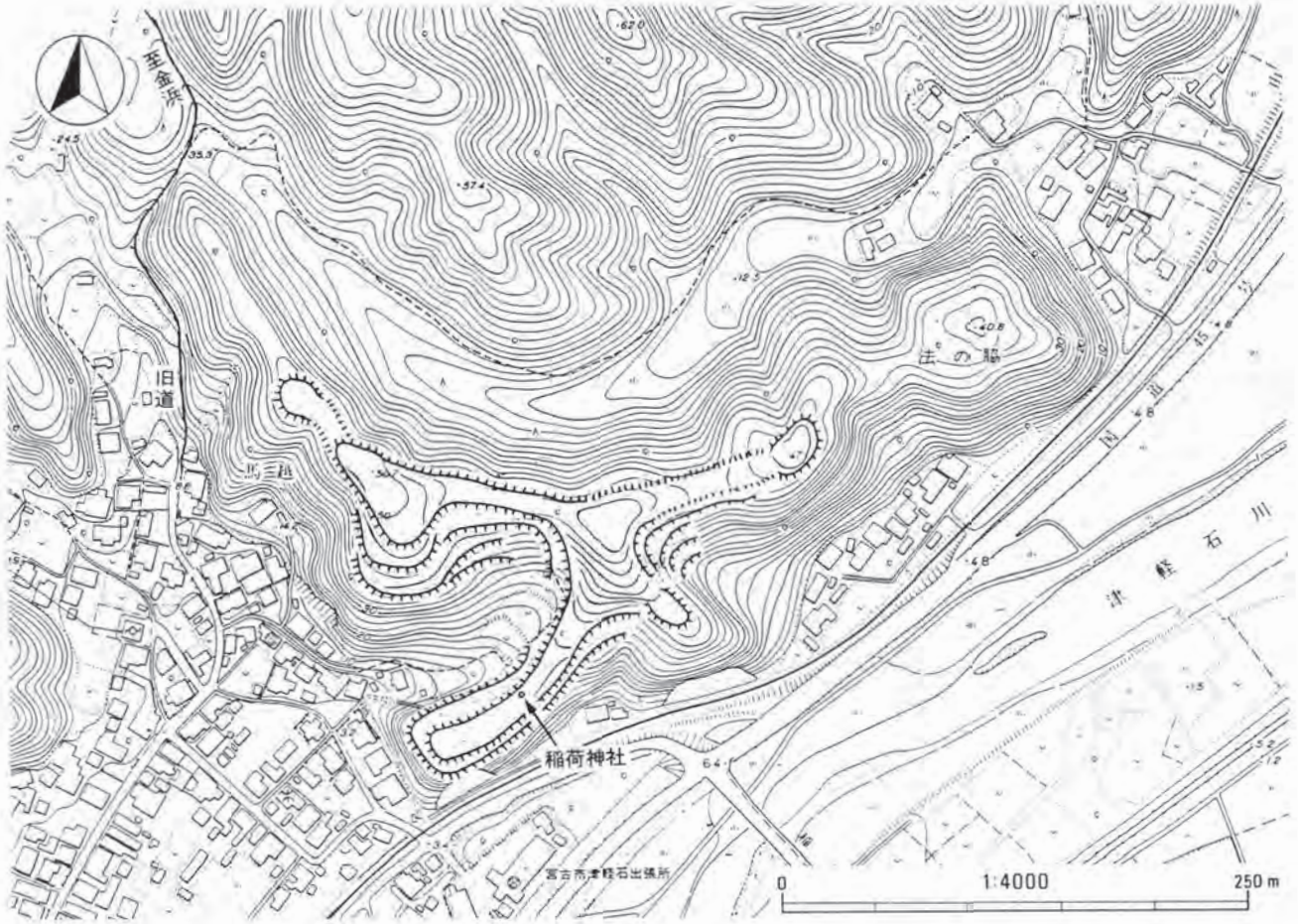


Fig.11

Tu-01



Photo.43

Tu-01



Tu-01 (南より)

Photo.44



Tu-01 主郭

Photo.45



Photo.46

Tu-02 (東より)



Photo.47

Tu-03 (南より)



Tu-04 (東より)

Photo.48



Tu-04 (南西より)

Photo.49



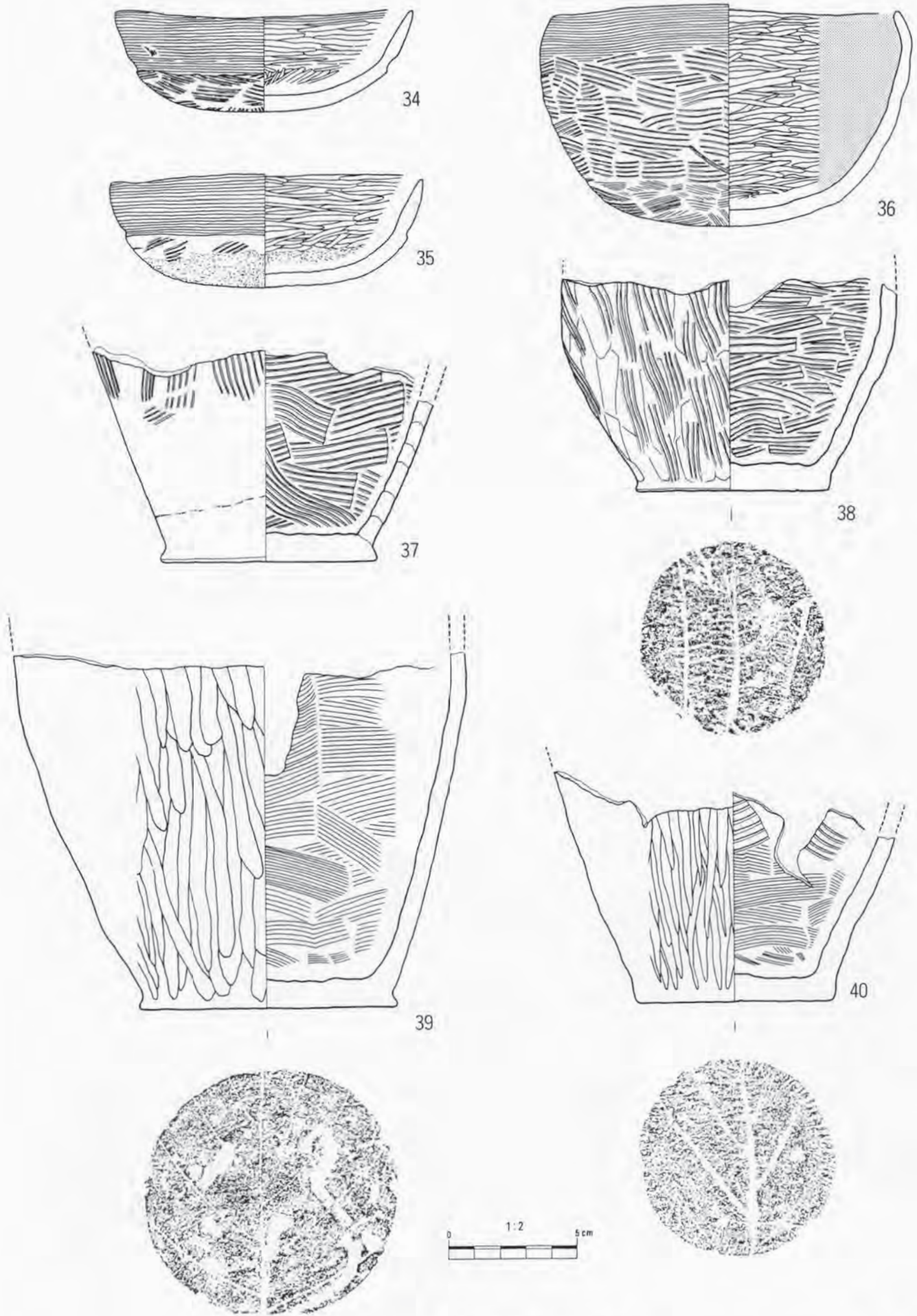
Photo.50

Tu-04 A地点



Photo.51

A地点竖穴住居跡出土遺物



Tu-04 A地点竖穴住居跡出土遺物

Fig.12

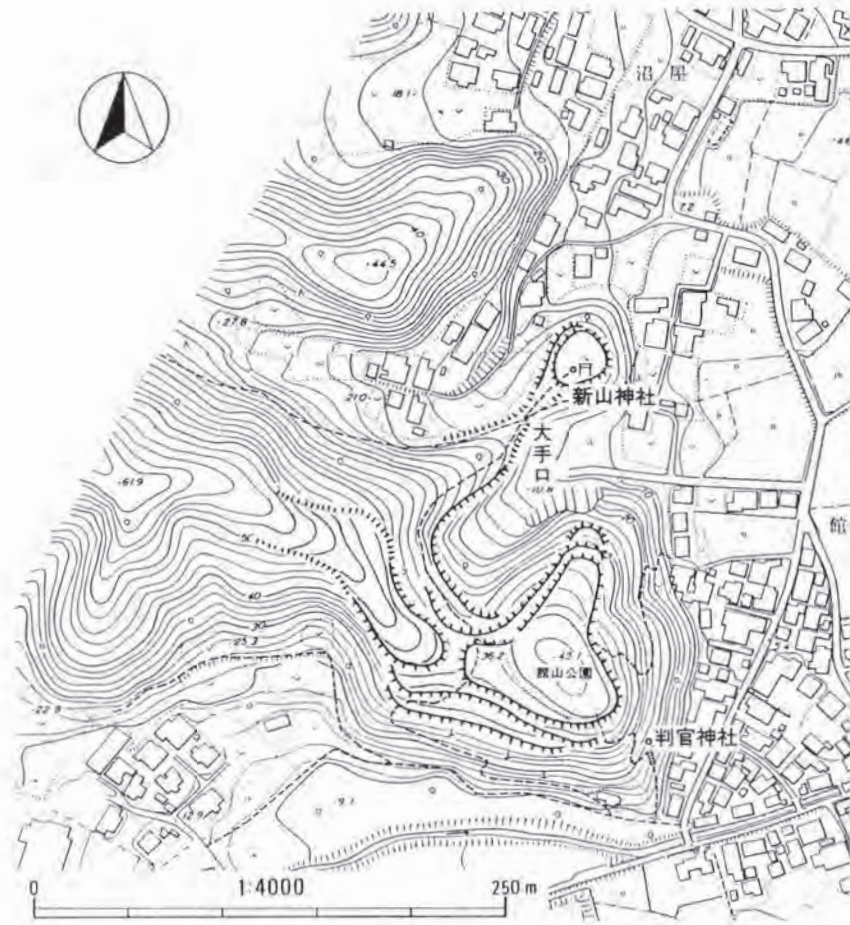


Fig.13

沼里館



Phoio.52

沼里館



沼里館(南東より)

Photo.53



沼里館主郭

Photo.54



Photo.55

Tu-06 (北東より)



Photo.56

Tu-06~11 (北東より)



津軽石藤畑地区 (Tu-15)

Photo.57



Tu-15 (南より)

Photo.58



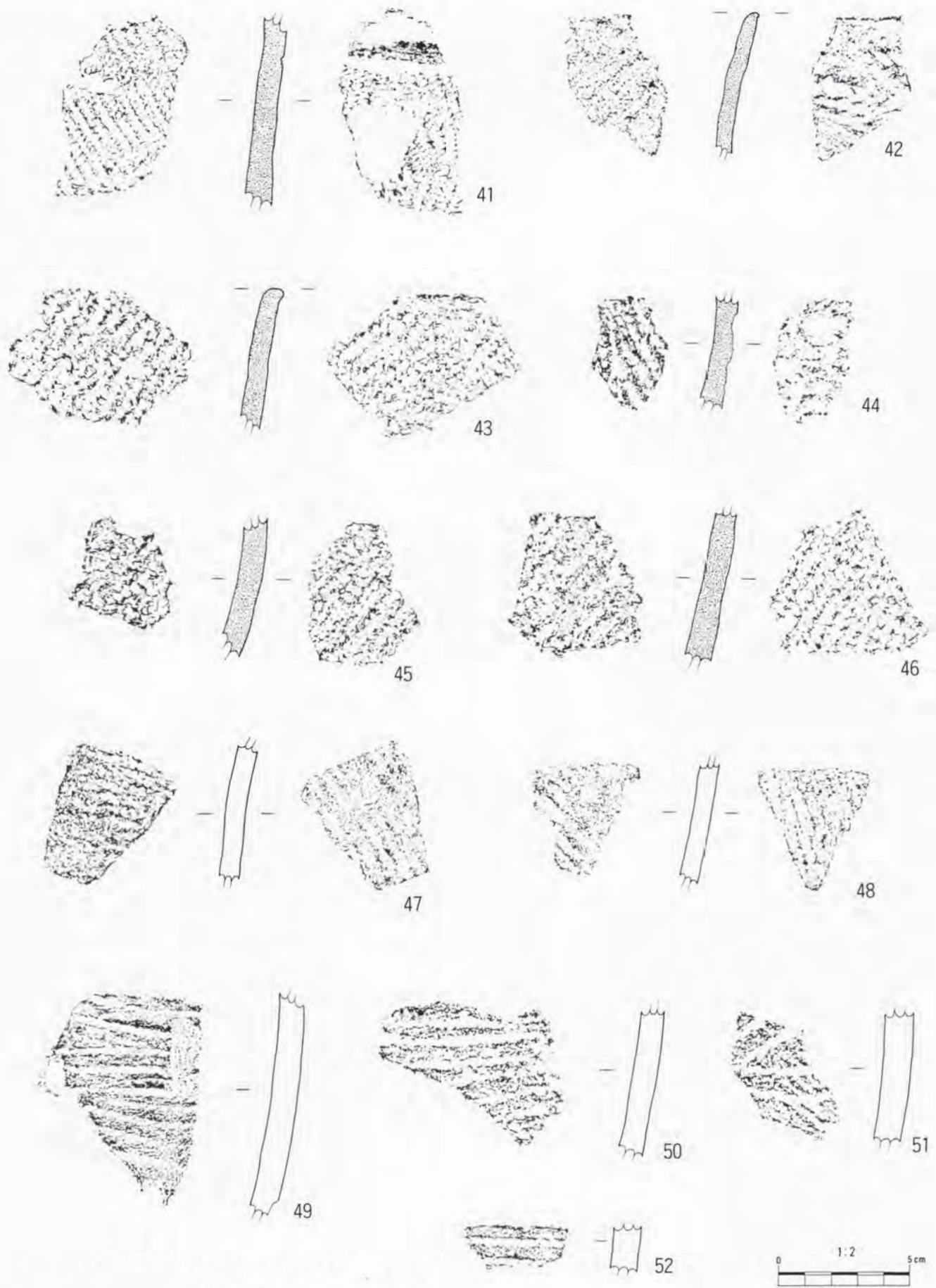
Photo.59

Tu-15 (北東より)



Photo.60

Tu-15 竖穴断面



津軽石地区遺物

Fig.14

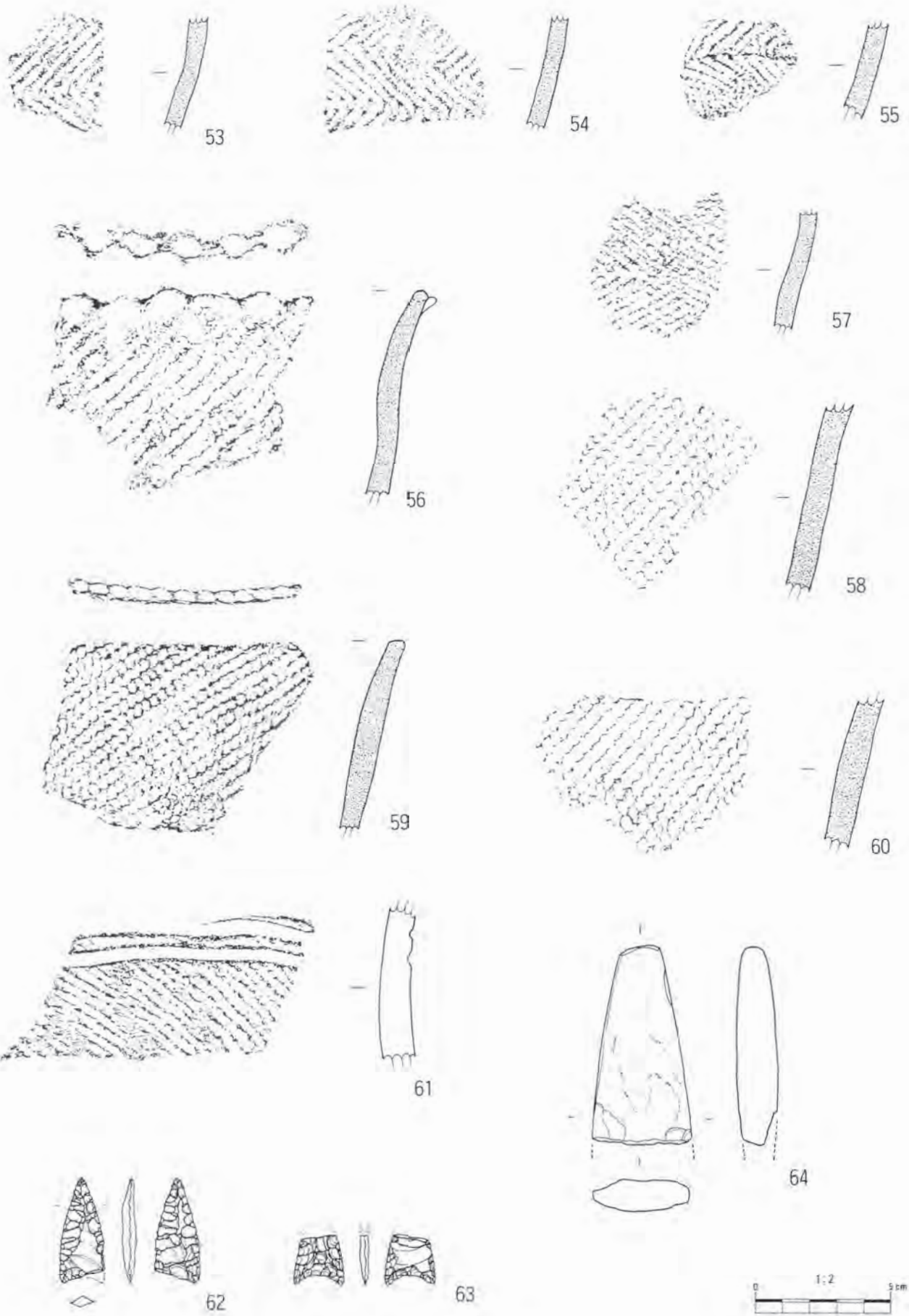
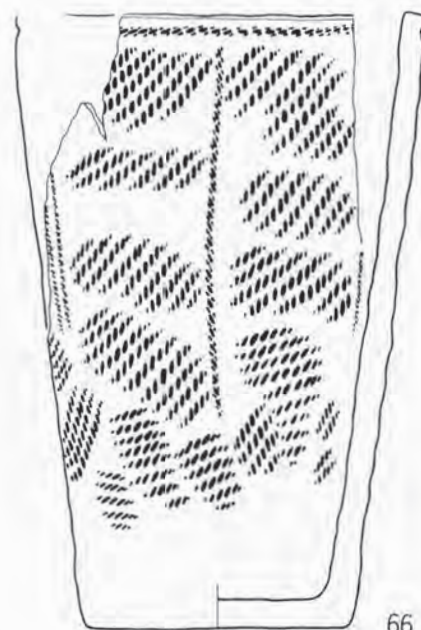


Fig.15

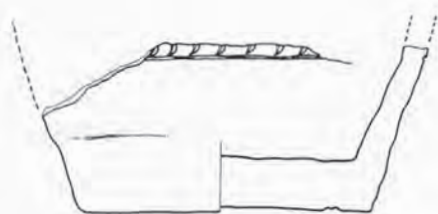
津軽石地区遺物



65



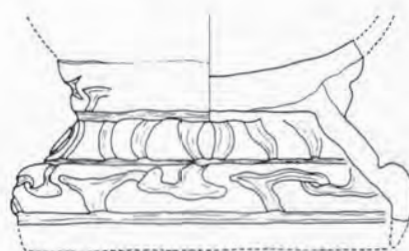
66



67



68



69



70



71

津軽石中学校所蔵 0 1:2 5cm

津軽石地区遺物

Fig.16

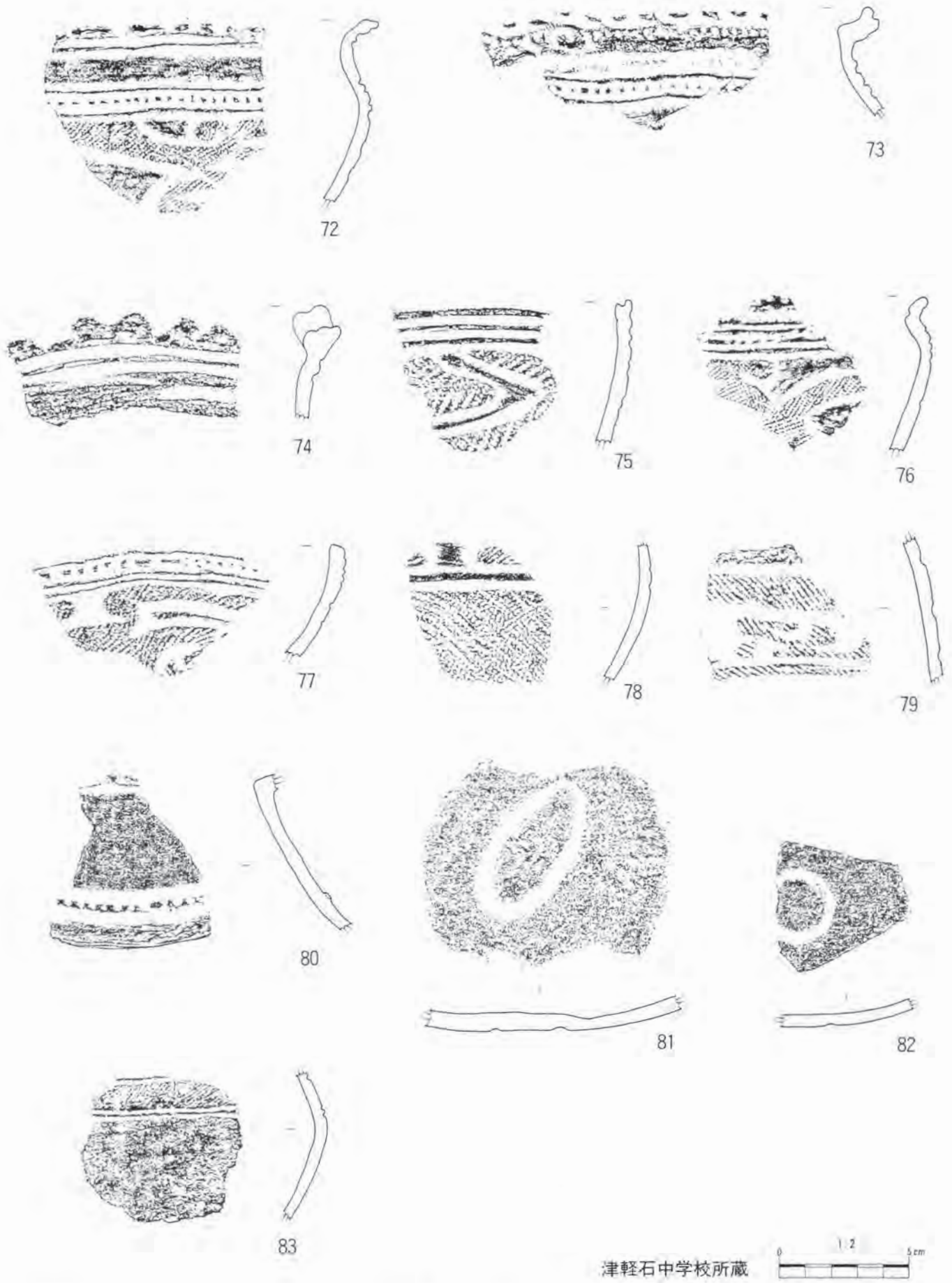


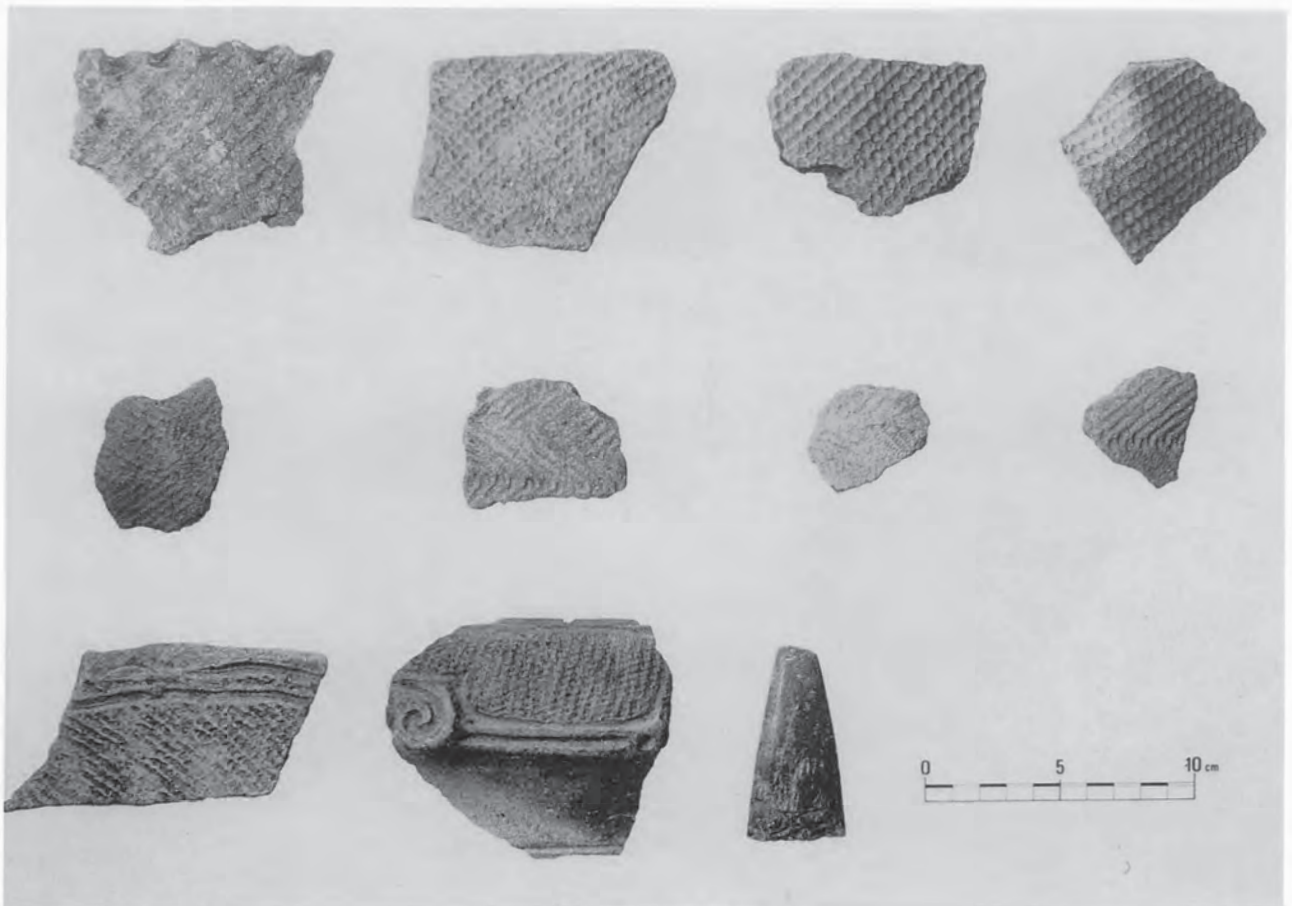
Fig.17

津軽石地区遺物



津軽石地区遺物

Photo.61



津軽石地区遺物

Photo.62

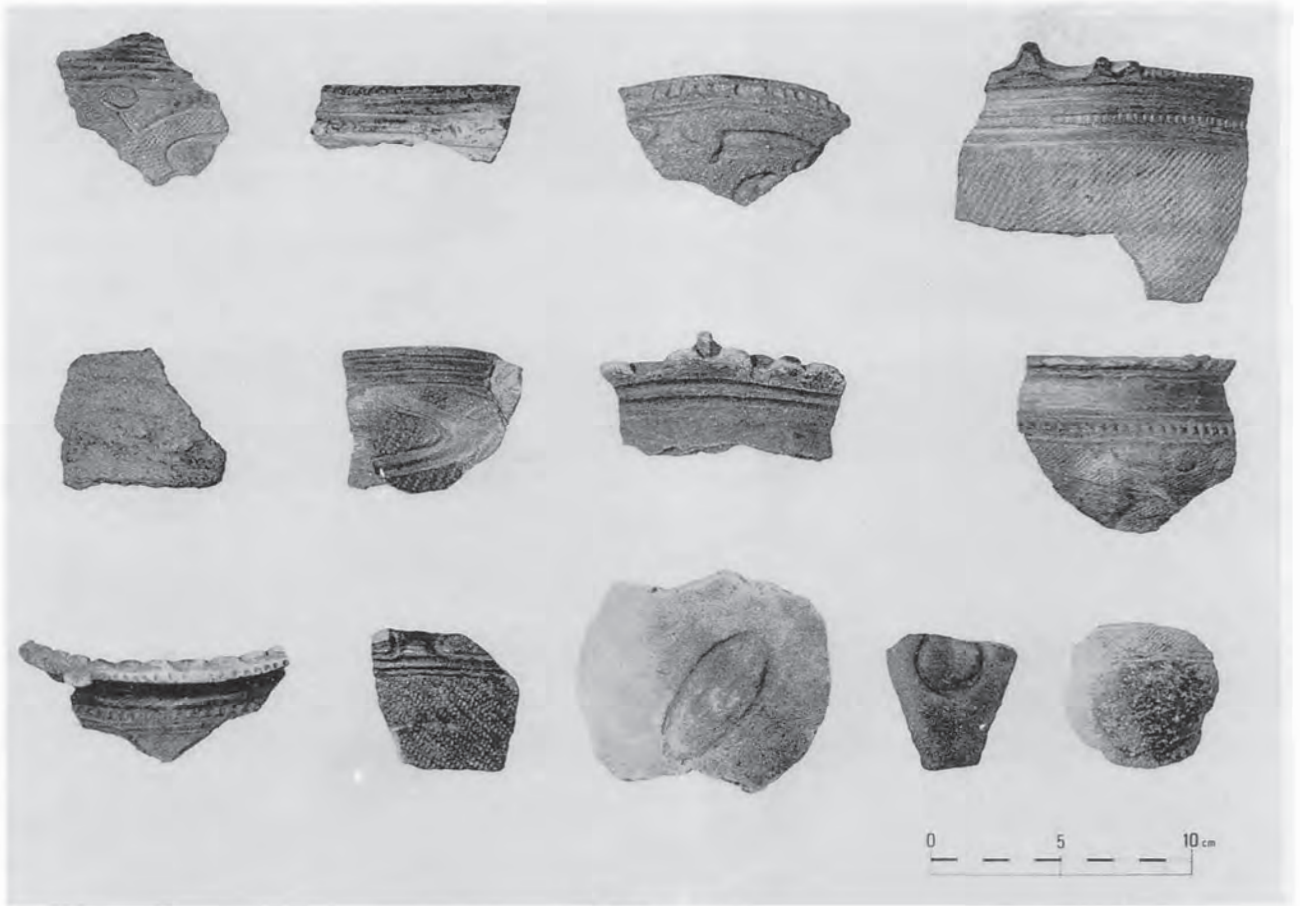


Photo.63

津軽石地区遺物

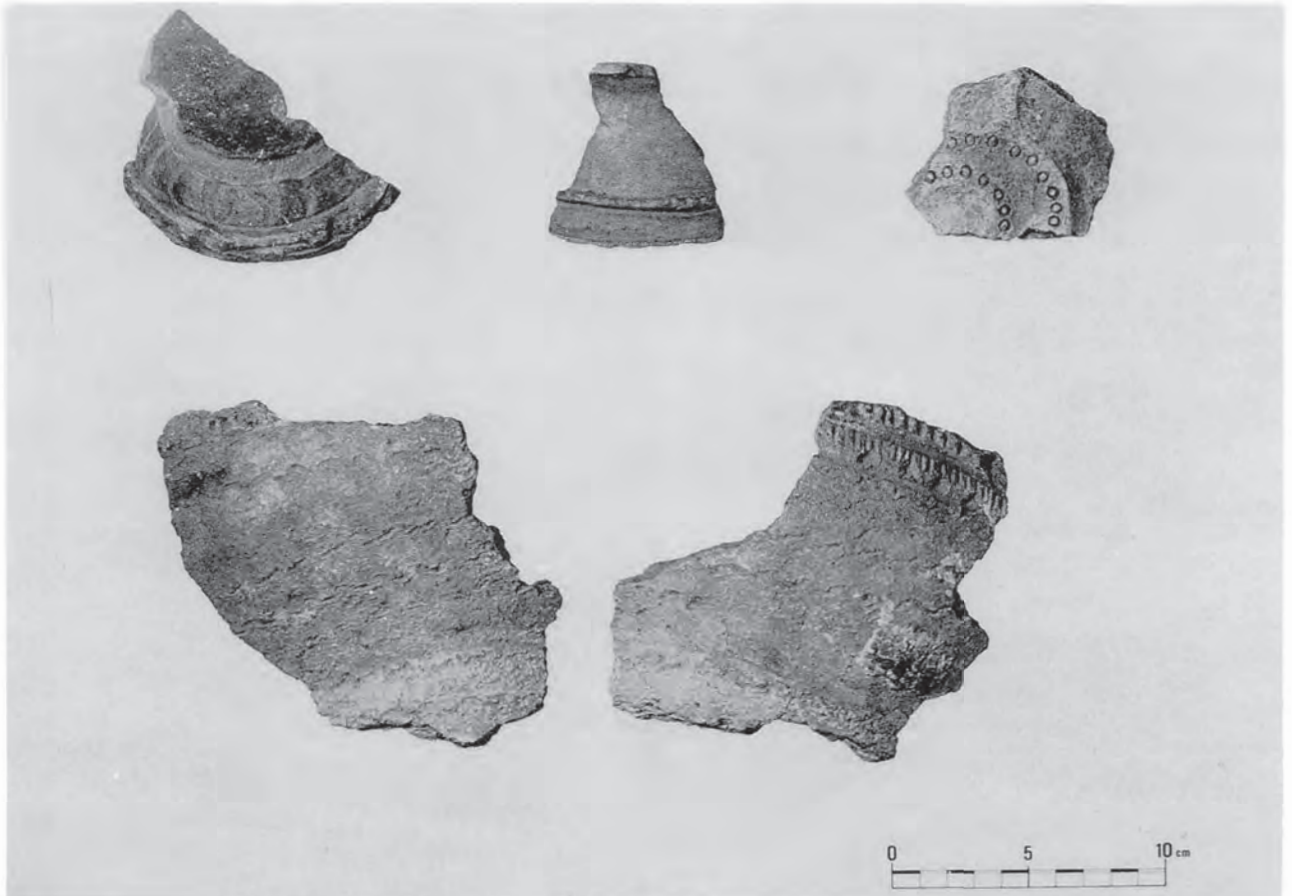
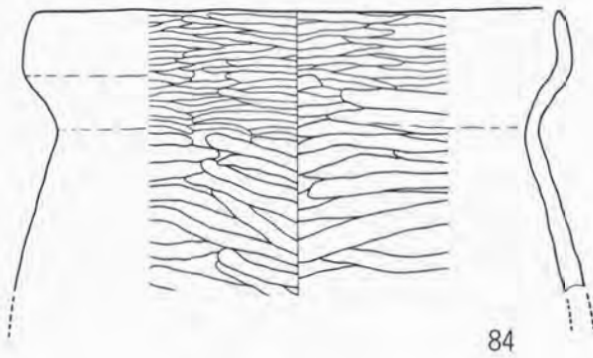
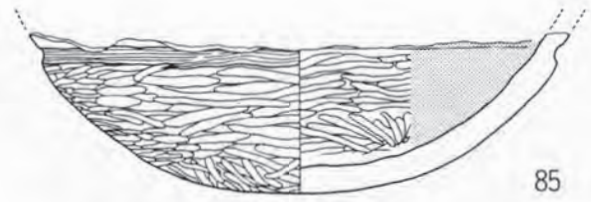


Photo.64

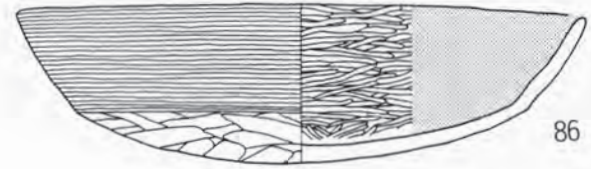
津軽石地区遺物



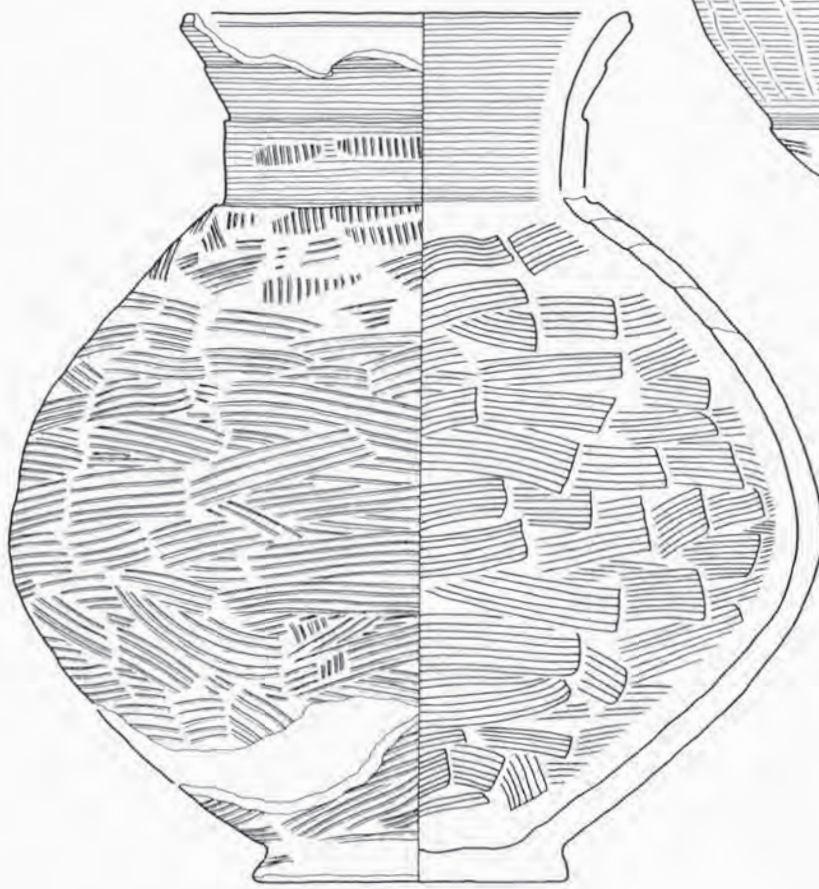
84



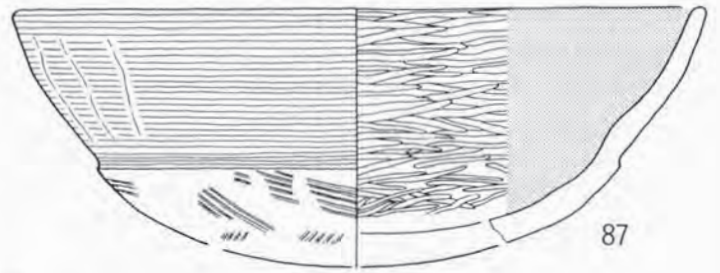
85



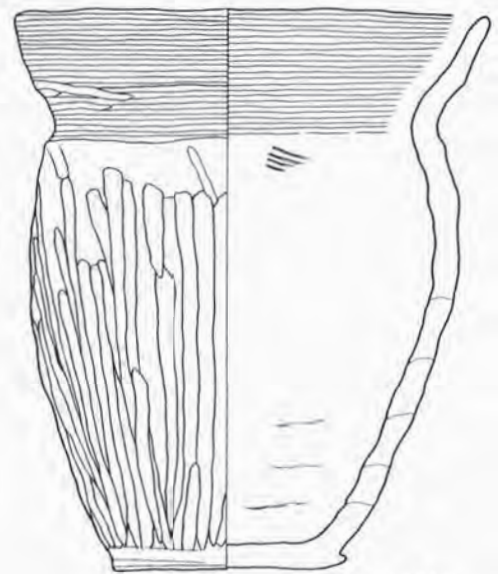
86



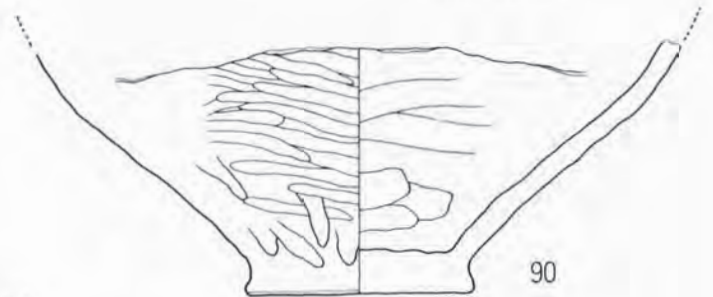
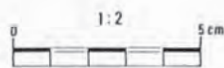
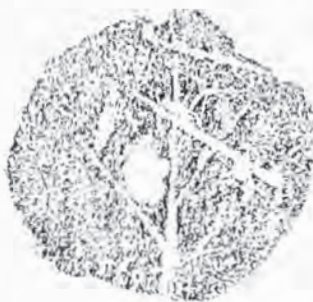
88



87



89 Tu-04

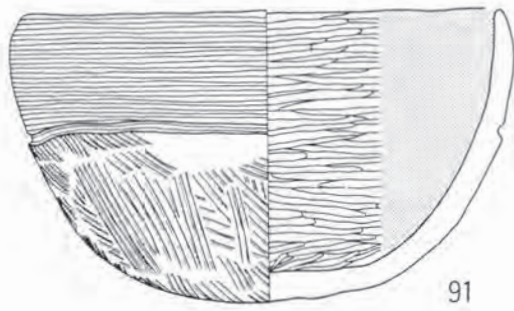


90

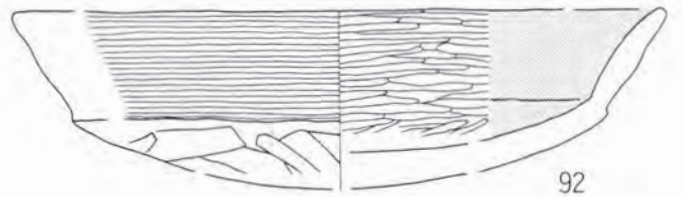
津軽石小学校所蔵

津軽石地区遺物

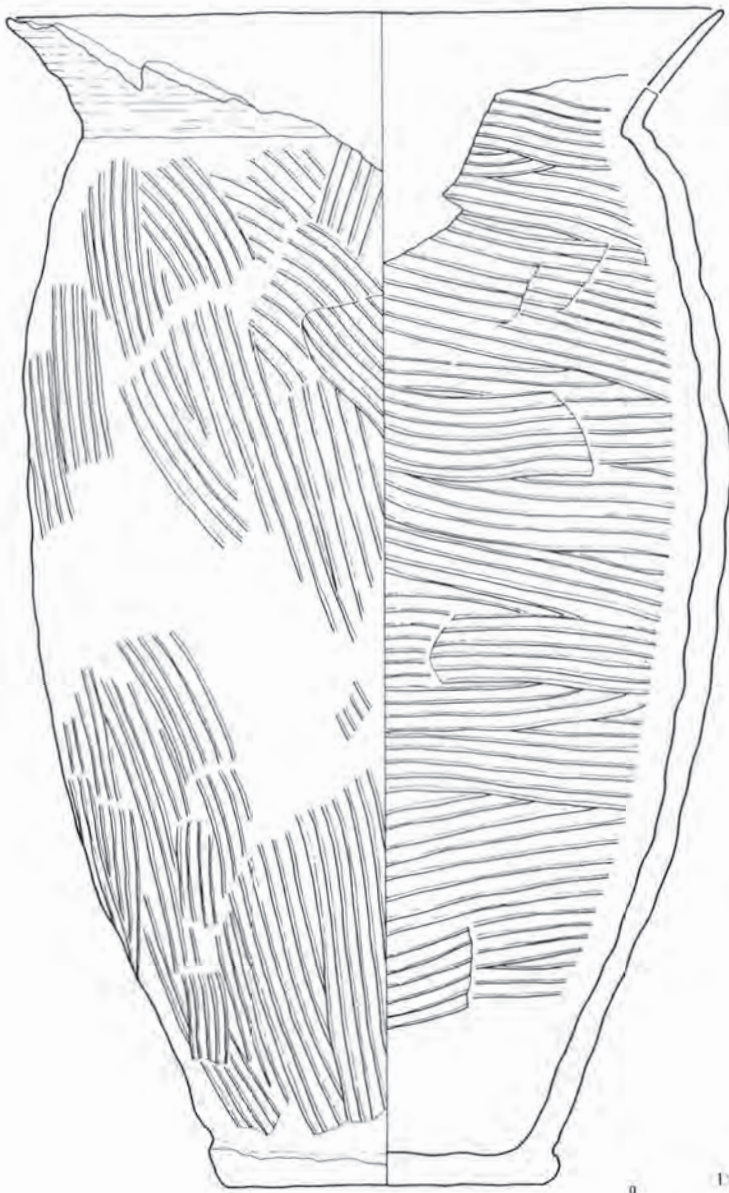
Fig.18



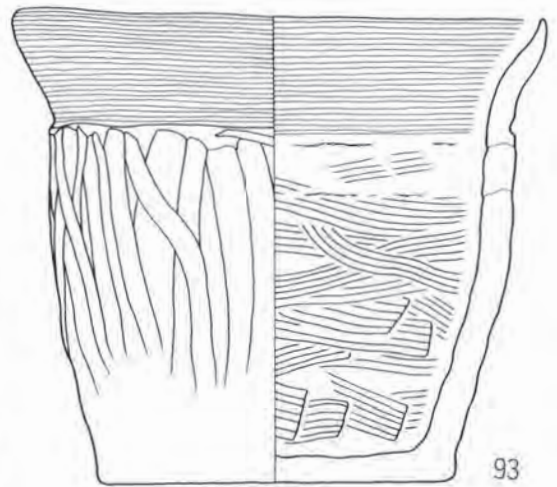
91



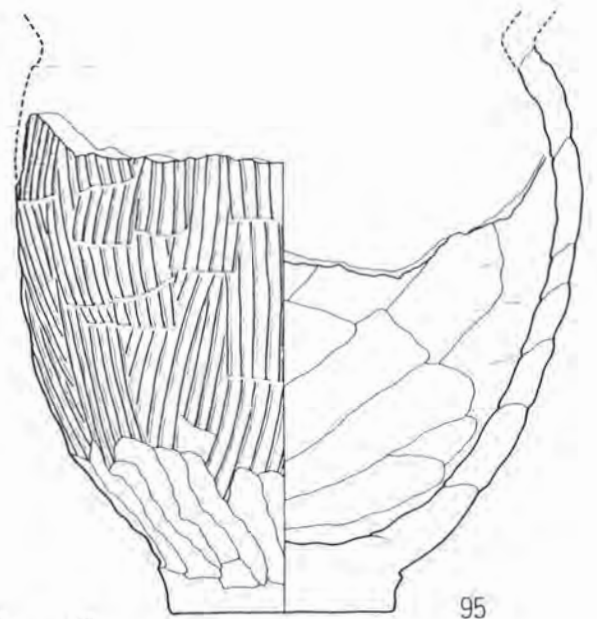
92



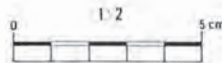
94



93



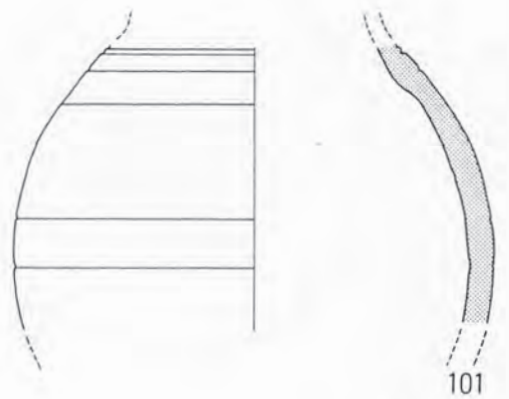
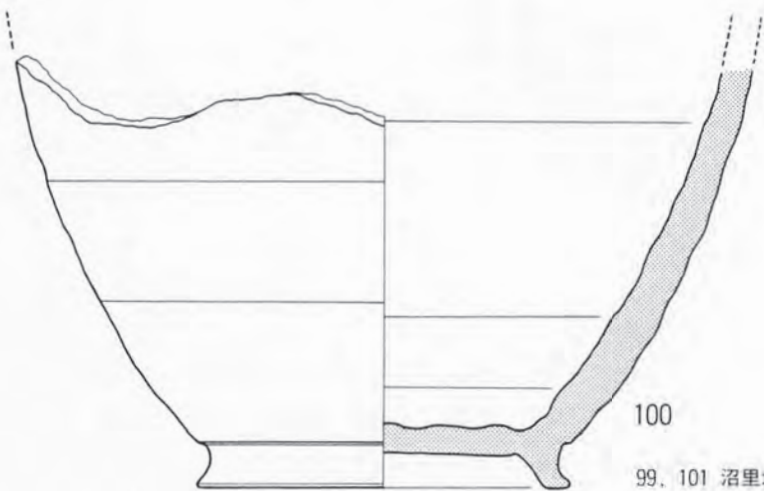
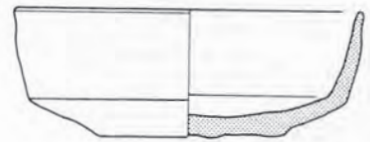
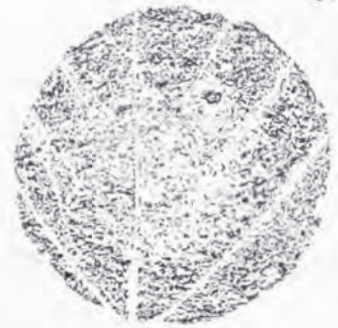
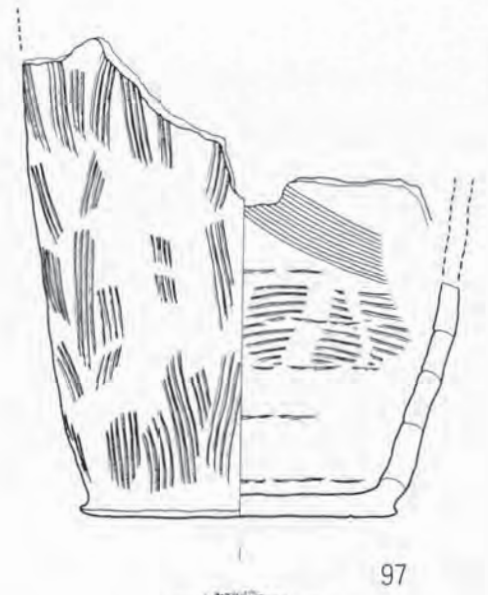
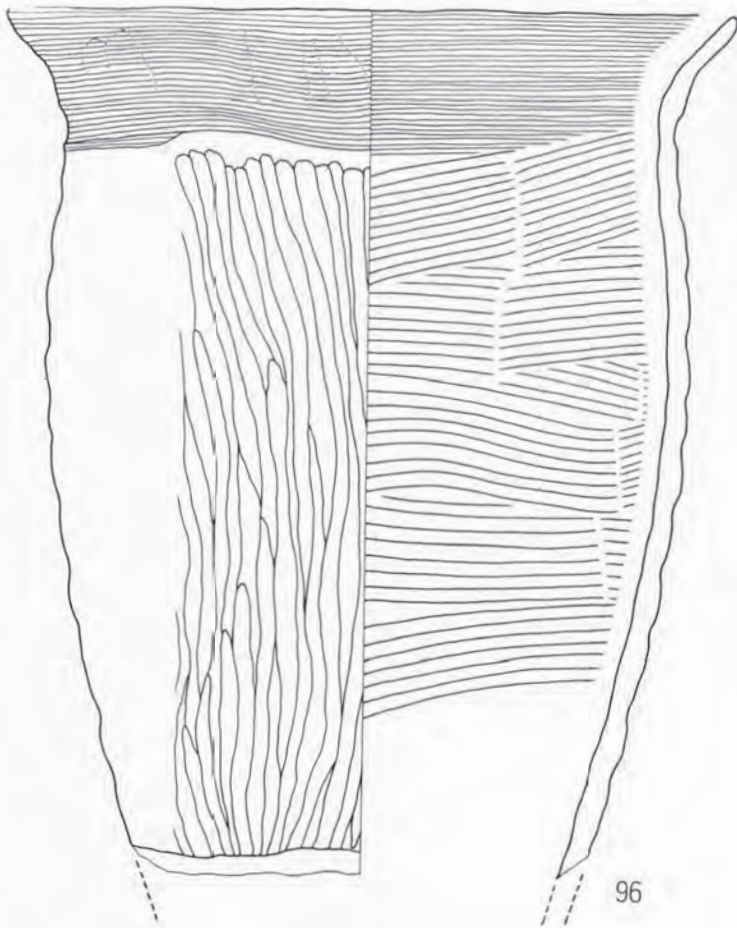
95



津軽石中学校所蔵

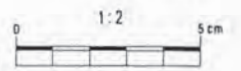
Fig.19

津軽石地区遺物



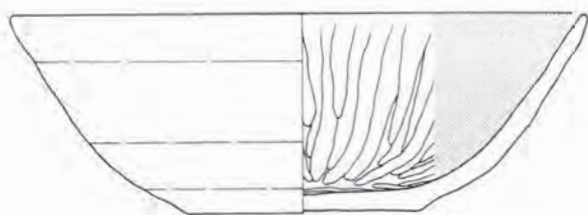
99, 101 沼里地区

津軽石中学校所蔵

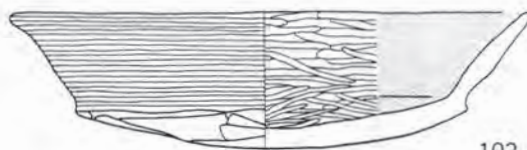


津軽石地区遺物

Fig.20



102



103



105



104



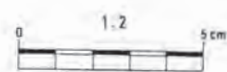
106

102-104 弘川地区 (Tu-12-13)
105-106 藤畑地区 (Tu-15)



107

利用公
文政五年
午三月廿二日
御入部御禮之
節戴 祐左衛門



津軽石中学校所蔵

Fig.21

津軽石地区遺物



Photo.65-1(Fig.12-34)



Photo.65-2(Fig.12-35)



Photo.65-3(Fig.12-34)



Photo.65-4(Fig.12-35)



Photo.65-5(Fig.12-36)



Photo.65-6



Photo.66-1(Fig.18-88)



Photo.66-2(Fig.18-85)



Photo.66-3(Fig.18-89)

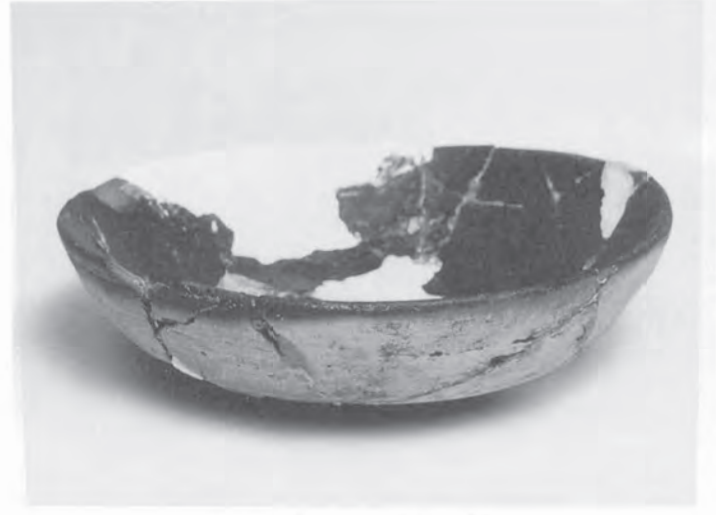


Photo.66-4(Fig.18-86)



Photo.66-5(Fig.18-90)



Photo.66-6(Fig.18-87)



Photo.67-1(Fig.19-91)



Photo.67-2(Fig.19-93)



Photo.67-3(Fig.19-94)



Photo.67-4(Fig.19-95)



Photo.67-5(Fig.16-66)



Photo.67-6(Fig.19-92)



Photo.68-1(Fig.21-102)



Photo.68-2(Fig.21-103)



Photo.68-3(Fig.21-104)



Photo.68-4-1



Photo.68-5(Fig.20-96)



Photo.68-4-2(Fig.21-107)



Photo.68-6(Fig.20-100)



Photo.68-7

宮古市埋蔵文化財調査報告書6

宮古市遺跡分布調査報告書 3

Distribution of Archaeological
Research Sites in Miyako
1985. 3

発行 岩手県宮古市教育委員会
宮古市新川町2番1号

印刷 株式会社文化印刷
岩手県宮古市大通2丁目5の2
